I 各取組共通事項

第1 対象地域

1 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律 第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年 法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、別表1のIのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の(1)スマート農業実践施設の整備並びにウの耕種作物産地基幹施設整備の(ケ)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びに工の畜産物産地基幹施設整備のうち(ア)から(ウ)まで、(エ)の自給飼料関連施設のうち地域未利用資源調製貯蔵施設、(オ)及び(カ)並びに(2)のエからカまで並びに2のメニューの欄の(1)から(15)までに係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- 2 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。
 - (2) 実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする(ただし、II-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。)。

第2 事業実施計画、事業実施状況報告及び評価報告の作成等

- 1 事業実施計画の作成及び提出
- (1) 本要綱第4の1に定める事業実施計画は、別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。
- (2)事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長(一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。)とし、別表1のIの2のメニューの欄の整備(以下「卸売市場施設整備」という。)のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては、開設者たる市町村長とする。以下同じ。)を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町 村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- ア 事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合
- イ 実施する事業が卸売市場施設整備であって、都道府県が開設者となっている中央卸売市場若しくは地方卸売市場又は地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合
- ウ その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合
- (3) (2) の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、食品流通拠点施設整備を除くこととする。

- (4) 市町村長は、(2) の本文に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、 事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知 事に提出するものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県 知事に提出するものとする。
- 2 本要綱第7の1に定める事業実施状況報告は、別表3に規定する項目を含めて作成する ものとする。
- 3 本要綱第8の1に定める評価報告は、別表3に規定する項目を含めて作成するものとする。

第3 附带事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2 分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表4に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表5に定めるとおりとする。

第4 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業(有機農業を除く。)の推進に関する施策
- 8 株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金) など農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 13 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 14 スマート農業の推進に関する施策
- 15 農福連携の推進に関する施策
- 16 有機農業の推進に関する施策
- 17 土づくりの推進に関する施策

第5 取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設(以下「基幹施設」という。)の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産物の基幹施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を

作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周 辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に 努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

基幹施設を整備した事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、基幹施設等を利用する事業の受益者が、農産にあっては農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあってはGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

6 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に 努めるものとする。

- (1) 都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- (3) 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標
- 7 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)に基づきA分類(再生利用が可能な荒廃農地)に区分された荒廃農地の活用についての方針を積極的に進め方通知に定める「実質化された人・農地プラン」に任意記載事項として記載し、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理 事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施 設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイョウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

10 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る基幹施設整備(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。)は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知)に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

11 GAPへの対応

本対策において基幹施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

- 12 本対策の実効性確保に向けた対応
 - (1) 市町村長は、人・農地プランの実質化の過程において、地域の話合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、第4の1の事業実施計画の策定に当たり、(1)の実質化された人・農地プランとの間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。
- 13 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)に基づき、 農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創 出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努 めるものとする。

14 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業 実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

15 PF I 法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用に努めるものとする。

16 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

17 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した基幹施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図

ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

基幹施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が基幹施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、 実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の 長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導すると ともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、基幹施設等の管理、処分等において適切な 措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することと し、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」 (平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

18 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

メニュー

事業実施計画に記載すべき項目

(1)産地収益力の強 化に向けた総合的 推進

1 産地競争力の強化 1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)の1の産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されてい る項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要 見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準に ついて(平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産 局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定める成果目標の 達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活 動が行われている状況について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用 対効果分析の実施について(平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局 長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「費用対効果分析通知」とい う。)に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付する ものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を 明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとす る。

また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風 速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。

5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目

農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用(再編 合理化等)を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。

6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するも のとする。

7 担い手の育成目標に関する項目

「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について現状値と目 標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものと する。

ただし、本要綱別表1の1のメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工 施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場に ついては、必要としない。

8 担い手への集約化の取組に関する項目

「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同 じ。)」、「現時点及び目標年度における集約率(集約化の基準に占める担い手の割合)」、 「集約化への具体的な取組及び取決め内容(協定等)」、「受益農業従事者ごとの集約化

に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。

- (1)土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)及び豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の取組のうち種子に係る整備事業並びに地球温暖化対策・環境保全型農業の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)に係る整備事業
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の工の(ア)の畜産物処理加工施設の うち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場
- (3) 畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る本要綱別表 1の I のメニューの欄の 1 の (1) のエの (ウ) の家畜飼養管理施設
- (4) 飼料増産の取組のうち、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの(イ) の放牧利用条件整備
- (5)家畜改良増殖の取組のうち、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設
- (6) 畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業
- 9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理) 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。
- 10 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 本事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTや ロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものと する。
- 11 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(28)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。
- (1) GAP認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。
- (3) 有機 JAS 等認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するも のとする。
- (4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等(CA(環境制御型)貯 蔵施設等)の導入

導入する設備等の内容を記載するものとする。

12 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(29) の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエについては、必要としない。

13 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記 $10 \Pi - 10$ 第2010(30)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの 実施

目標年度までに要件を達成するため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、 事業実施主体において推進活動が行われていることについて記載するものとする。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得

目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記 載するものとする。

(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画

整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとす る。

- 14 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人 ・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目
 - 配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強 化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件を満たしていること がわかる資料を添付するものとする。
- 15 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(31)の要件を満たしていることについて記載する とともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針(参考様式1号)」を添付 するものとする。

- 16 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目 配分基準通知の別表6の(2)の要件を満たしていることについて記載するものとする。
- 17 農福連携の取組に関する項目 配分基準通知の別表6の(2)の要件を満たしていることについて記載するものとする。
- 18 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記 $1 \circ \Pi - 1 \circ \Re 2 \circ (32)$ の要件を満たし、又は満たすことが確実であるこ とについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われる計画が策定さ れていることについて記載するものとする。

19 土づくりの取組に関する項目

本要綱別記10II-10第2の(33)の要件を満たしていることについて記載するとと もに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付 するものとする。

20 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

進

(2) 産地合理化の推 1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)の1の産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されてい る項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理経費の低減、取 扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備 され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて

記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を 明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとす る。

5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、必要としない。

6 担い手の育成目標に関する項目

「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業については、必要としない。

7 担い手への集約化の取組に関する項目

「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。)」、「現時点及び目標年度における集約率(集約化の基準に占める担い手の割合)」、「集約化への具体的な取組及び取決め内容(協定等)」、「受益農業従事者ごとの集約化に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。

ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。

- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利 用のうち土地利用型作物の種子に係る整備事業
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2) のエからカまでの事業
- 8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理) 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。
- 9 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-2の第2の1の(21)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表 $1 \circ I \circ J$ こューの欄 $0 \circ I \circ J$ のエからカまでの事業については、必要としない。

10 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記10 II - 20第2010(22)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの 実施

目標年度までに要件を達成するため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、 事業実施主体において推進活動が行われていることについて記載するものとする。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得

目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画

整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとす

る。

- (4) 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画 整備計画が策定されていることを記載するとともに、整備計画を添付するものとす る。
- 11 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人 ・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目

配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントの要件を満たしていることがわかる資料を添付するものとする。

12 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目

本要綱別記10II-20第2010(23)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針(参考様式1号)」を添付するものとする。

13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設 整備の推進

2 食品流通の合理化 1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)のⅡの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。

2 費用対効果に関する項目

費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は 添付するものとする。

- 3 事業概要に関する項目
- (1) 事業前後の比較(施設の面積・構造、導入設備能力等)
- (2) 当年度工期
- (3) 当年度事業費
- (4) 全体事業期間(複数年度の事業の場合)
- (5) 全体事業費(複数年度の事業の場合)
- 4 事業を実施する理由に関する項目
- (1) 現状と課題
- (2)課題を解決するための対応方向・方針(食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる食品等流通合理化計画を添付すること。)
- (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容
- 5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関す る項目
- 6 交付対象事業費等計算表に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理)
- (1) 事業費(工事費、実施設計費、工事雑費)
- (2) 交付対象事業費(工事費、実施設計費、工事雑費)
- (3) 交付率
- (4) 財源内訳(強い農業・担い手づくり総合支援交付金、地方債、一般財源、その他)
- 7 交付対象施設の機能向上に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理)

事業の実施が、交付対象施設の機能向上(品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場 再編促進、輸出促進対応、防災対応のいずれかに限る。以下同じ。)に資する理由を、交 付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。

- 8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目
- (1) 整備規模
- (2) 必要規模及びその算定根拠
- (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由
- 9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理)
- (1) 事業費
- (2) 交付対象事業費
- (3) 交付金の額
- 10 繰越額に関する項目
- (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額
- (2) 前年度分と当年度分の工程表
- 11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理)
- (1) 事業費
- (2) 交付対象事業費
- (3) 交付金の額
- 12 9のうちの新設市場建設又は大規模整備事業に関する項目
- (1) 建設計画の概要
- (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。) の建築延べ面積(着工年度の前年度末)及び事業実施により機能向上が図られる部分の 建築延べ面積(大規模整備に該当する場合のみに限る。)
- (3) 工事計画・工事工程表
- (4) 売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設若しくは上記施設内容に準ずる施設の整備があって当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、又は、機能上併行して整備を行わなければならない理由
- 13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表3 (産地基幹施設等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告)

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目		
1 産地競争力の強化	1 事業実施状況に関する一般的な項目		
(1)産地収益力の強	別紙様式5号の1の1に規定されている項目を含み記載するものとする。		
化に向けた総合的	2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目		
推進	事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に		
	記載するものとする。		
	3 担い手の育成状況に関する項目		
	「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について事業実施後		
	の状況を記載するものとする。		

ただし、本要綱別表 2 のメニューの欄の 1 の (1) の産地収益力の強化に向けた総合的 推進の事業実施計画に記載すべき項目の 7 のただし書に掲げるものについては、必要とし ないものとする。

- 4 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(1)の産地収益力の強化に向けた総合的 推進の事業実施計画に記載すべき項目の8のただし書に掲げるものについては、必要とし ないものとする。
- 5 事業実施状況に関する詳細な項目

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備並びに工の畜産物産地基幹施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。

6 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要がある場合)」について記載するものとする。

7 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目

本事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。

8 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(26)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

(1) GAP認証の取得

認証取得の状況について記載するものとする。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。

(3) 有機JAS等認証の取得

認証取得の状況について記載するものとする。

(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の導入

導入の状況について記載するものとする。

9 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(29) について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表2のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の12のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

10 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(30) について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準 GAP の実施又は GAP 取得チャレンジシステムの 実施

受益者が、指導者による指導又は研修等を受けるとともに、その内容を踏まえ、「GAP理解度・実施内容確認書(参考様式2号)」に、

- ① 食品安全等の5項目(畜産においては7項目)の持続可能性を確保するために必要 な取組をそれぞれ2つ以上記載するとともに、
- ② ①で記載した必要な取組に対して、それぞれ実際に取り組んだ内容を具体的に記載 し、添付するものとする。

ただし、GAPの認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP (2016) 又はJGAP家畜・畜産物をいう。)を取得する者については、認証書等の写しの提出 をもって、また、GAP取得チャレンジシステムで確認を受ける者については、確認済 み農場一覧の写しの提出をもって、要件を満たしているものとする。

- (注) ASIAGAPにはASIAGAPver.2、ASIAGAPver.1、JGAP A dvance2016が含まれる。また、JGAP2016にはJGAP Basic2016 が含まれる。
- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。
- (3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画 整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。
- 11 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人 ・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目

配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強 化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントについて、事業実施後の状 況がわかる資料を添付するものとする。

- 12 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(31)の要件について、目標年度までの青果物流通の 合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。
- 13 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。
- 14 農福連携の取組

障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。

15 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の(32)の要件を満たし、又は満たすことが確実であるこ とについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われることについて、 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。

16 土づくりの取組に関する項目

科学的データに基づく土づくりを実施した場合は、目標年度までにおおむね全ての受益 農業者が土壌分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組んだことについて、事 業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。また、被災農地の地力回復を実施し た場合は、事業実施後の生産性や土壌状態の改善状況が分かる資料を添付するものとす る。

17 その他事業実施状況報告に必要な項目

進

- (2) 産地合理化の促 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1のIに規定されている項目を含み記載するものとする。
 - 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記

載するものとする。

3 担い手の育成状況に関する項目

「受益農業従事者数」、「受益農業従事者数のうち認定農業者数」について事業実施後 の状況を記載するものとする。

ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(2)の産地合理化の促進の事業実施計画 に記載すべき項目の6のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

4 「担い手への施設等利用及び農地等の集約化の基準」についての「事業実施後の状況」 を記載するものとする。

ただし、本要綱別表2のメニューの欄の1の(2)の産地合理化の促進の事業実施計画 に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

5 事業実施状況に関する詳細な項目

「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、 必要としないものとする。

6 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要がある場合)」について記載するものとする。

7 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記 $10\Pi-20$ 第2010(21)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表2のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の9のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

8 GAP等の要件に関する項目

本要綱別記10II-20第2010(22)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの 実施

受益者が、指導者による指導又は研修等を受けるとともに、その内容を踏まえ、「GAP理解度・実施内容確認書(参考様式2号)」に、

- ① 食品安全等の5項目(畜産においては7項目)の持続可能性を確保するために必要な取組をそれぞれ2つ以上記載するとともに、
- ② ①で記載した必要な取組に対して、それぞれ実際に取り組んだ内容を具体的に記載し、添付するものとする。

ただし、GAPの認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP (2016) 又はJGAP家畜・畜産物をいう。)を取得する者については、認証書等の写しの提出をもって、また、GAP取得チャレンジシステムで確認を受ける者については、確認済み農場一覧の写しの提出をもって、要件を満たしているものとする。

- (注) ASIAGAPにはASIAGAPver.2、ASIAGAPver.1、JGAP A d v a n c e 2016が含まれる。また、JGAP2016にはJGAP B a s i c 2016 が含まれる。
- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。
- (3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画

整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。

- (4) 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画 整備計画に基づく衛生管理の実施状況について確認するものとする。
- 9 担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人
 - ・農地プラン加算ポイントの要件に関する項目

配分基準通知の別表3及び別表5の担い手加算ポイント、農地中間管理機構との連携強化加算ポイント及び実質化された人・農地プラン加算ポイントについて、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。

10 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目

本要綱別記1のII-2の第2の1の(23)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。

11 その他事業実施状況報告に必要な項目

2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設 整備の推進

2 食品流通の合理化 1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目

別紙様式5号の1のⅡの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目

2 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善が必要ある場合)」について記載するものとする。

3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目

別表4 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の率)

	附带事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

別表5 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準)

	区		分	内 容
旅			費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費)
				日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための
				管内出張旅費)
				委員等旅費 (委員に対する旅費)
				会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃		金	等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対し
				て支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴
				う社会保険料等の事業主負担経費
給			料	会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与
報			酬	会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う報酬
職	員	手	当 等	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日
				直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、
				初任給調整手当及びへき地手当
				会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当

報 償 費 謝金

需 用 費 消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)

燃料費(自動車等の燃料費)

食糧費(当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)

印刷製本費 (図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)

修繕費 (庁用器具類の修繕費)

役 務 費 通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)

使用料及び賃借料 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

備 品 購 入 費 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

市町村附帯事務費 当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、

需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

注:食品流通拠点施設整備の推進の市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、 広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

Ⅱ 産地競争力の強化

Ⅱ-1 産地収益力の強化に向けた総合的推進

第1 取組の概要

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組の概要については、次に掲げるものとする。

1 土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)、豆類(大豆、 雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米(輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。)の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と 実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

土地利用型作物の種子(原種及び原原種を含む。)については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上等を推進。

2 畑作物・地域特産物(いも類、甘味資源作物(てん菜・さとうきび)、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等)の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な 種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。 甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施 設、集中脱棄施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、広域的な流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、広域的な

流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や 商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル 品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花 き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施 設の整備等を支援。

6 環境保全の取組

(1) 地球温暖化対策·環境保全型農業

地球温暖化に伴う農地土壌の物理性・化学性の悪化(地力の低下)による収量の低下等のリスク軽減及び環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設等の共同利用施設や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備並びに地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく不良土壌地の改善を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。なお、有機物処理・利用施設の整備は、稲わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壌由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含むものとする。

(2) 小規模公害防除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。

(3) 農業廃棄物の再生処理

農業廃棄物の再生処理を図るため、資源の有効利用の観点から、農業用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を支援。

(4) 地域資源を活用した生産資材の確保

原料を海外に依存する生産資材等について、地域資源を活用することでゼロエミッション化を可能とするバイオディーゼル燃料製造供給施設等の整備を支援。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営 を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

- 8 畜産生産基盤育成強化の取組
 - 畜産の生産基盤の育成及び強化を図るため、
- (1) 地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設
- (2) 消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設
- (3) 支援組織の育成、再編統合及び事業規模の拡大・多角化に必要な施設
- (4) 哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業 化及び酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設
- (5) 家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

9 飼料増産の取組

自給飼料(飼料用米を含む。)生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

10 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜(豚、鶏)の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜(めん羊、山羊、みつばち、地鶏等)の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

11 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上 及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・ 衛生対策等のための施設等の整備を推進。

12 畜産副産物の肥飼料利用の取組

畜産副産物の肥料・飼料による効率的な利用を目的とした畜産副産物肥飼料利用施設の 整備

13 国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、米、麦、豆類、地域特産物(てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。)及び畜産物を対象として、生産者(本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3)及び(7)に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。)、中間事業者(第2の2の(5)に定める者をいう。以下本取組において同じ。)及び食品製造事業者等(飲食料品等(飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。)の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

14 農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。

15 スマート農業実践施設の整備の取組

耕種農業については、野菜、花き及び果樹を対象として、データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備(低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等)を一体的に支援。

畜産については、肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象として、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術の複合的な導入と、スマート技術を有効に活用するために必要な施設等の整備を一体的に支援。なお、スマート技術の導入と一体的に整備する施設等は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウィンドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設とする。

16 有機農業の取組

有機JAS認証を取得した農産物(以下「有機農産物」という。)及び有機農産物の加工食品(以下「有機加工食品」という。)の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を推進するために必要な施設の整備を支援。

17 土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)

生産現場における土づくりの強化を図るため

- (1) 生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等
- (2) 災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壌土層改良の取組を支援。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

【共通事項】

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」(平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画 が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても 留意するものとする。
- (5) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (6) 都道府県知事は、本要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した 結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導 入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断 される場合(以下のア又はイに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、 必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続 している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数 がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併 設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。 なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及 び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
 - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にあ る者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的に優れていること。

- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐 用年数以上であること。
- ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修 等であること。

【個別事項】

- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜 類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(17) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、 海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海 外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。

(18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

自給飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の 生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期(3年以上)の利用供給に関する協 定を締結することとする。

- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜 残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努 めるものとする。
- (20) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の3者による国産原材料供給・利用計画(事業実施から3年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの)を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

- (22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (23) 野菜、花き及び果樹を対象としたスマート農業実践施設の整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。
 - ア スマート技術の地域への浸透を円滑に進める観点から、生産者、実需者、都道府県 を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、 内部監査の方法等を規定した規約等を有するコンソーシアムを中心とした推進体制が 整備されていること。
 - イ 整備に当たっては、多額の初期投資費用及び維持管理を要するため、施設費、光熱 動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、 次の要件を満たす生産計画及び販売計画を策定していること。
 - (ア) 生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
 - (イ) 販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。

また、事業実施主体は、アのコンソーシアムと連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は、当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

なお、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合の本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(1)については、高度環境制御栽培施設の整備による受益農業従事者の数によるものとする。

- (24) 肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象としたスマート農業実践施設の整備を実施する場合には、スマート技術を2つ以上導入すること。また、スマート技術で得られたデータは畜産クラウドに提供すること。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理になるように施設の整備を行うこと。
- (25) スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合、スマート農機(トラクター、コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (26) 農畜産物輸出に向けた体制整備の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生 基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって 輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、GFP(農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。以下同じ。)会員であるとともに、別紙様式7号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする(ただし、輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定されたGFPグローバル産地計画を策定している場合は除く。)。

- ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。)
- イ HACCP等認定(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年 法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は、国際基準に整 合している認証等をいう。以下同じ。)の取得
- ウ ハラール認証 (イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示 された食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同 じ。)の取得
- エ 有機IAS等認証の取得
- オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA (環境制御型) 貯蔵施設等)の導入
- (27) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
 - なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に 提出するものとする。
- (28) 環境保全の取組のうち、小規模公害防除においては、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。
 - ア 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域(農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。)であって、農用地土壌汚染防止法第5条第1項に定める農用地土壌汚染対策計画(以下「農用地土壌汚染対策計画」という。)を策定している地域
 - イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」(昭和44年9月11日付け環公公第9098 号厚生省環境衛生局長通知)3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公 害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)別表第2第2号に掲 げる地域等であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域
- (29) 本対策により施設等(本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及び工を除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。
- (30) 本対策により施設等を整備する場合は、
 - ア 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステム の実施
 - イ HACCP等認定の取得
 - ウ ハラール認証の取得
 - エ 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画の策定のいずれかに確実に取り組むこととする。
 - (注) 非食用作物を除く。
- (31) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。 ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産 性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施するこ

ے ح

- イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。
- (32) 有機農業の取組において施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。 ア 農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設におい て有機IAS認証(有機加工食品)を受けるものとする。
 - イ 集出荷貯蔵施設(選別、調整及び包装、分配等を行う施設)を整備し、当該施設に おいて小分け行為を行う場合には、有機JAS認証(小分け)を受けるものとする。
 - ウ 種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS に適合した種子種苗を生産するものとする。
 - エ 有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。
- (33) 土づくりの取組のうち、
 - ①科学的データに基づく土づくりを実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。
 - ア 受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づく りに取り組むこと。
 - イ 次の(ア)から(ウ)までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定する こと。
 - (ア) 土づくりによる作物の収量・品質の向上目標
 - (イ)目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針(重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載
 - (ウ)産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づく りの指導ができる者の育成・確保方針
 - ②土づくりの取組のうち被災農地の地力回復を実施する場合には、災害復旧事業の客土工等により復旧した農地での取組であること(被災による生産性の低下又は土壌状態の悪化が確認できる場合に限る。)。
- (34) 畜産副産物の肥飼料利用の取組は、事業実施主体が事業実施計画を策定するに当たり、「畜産副産物利用推進計画」を基に作成することとし、当該計画を達成するために必要な施設の整備であることとする。「畜産副産物利用推進計画」は、以下の全ての要件を満たすもので、肥飼料原料となる畜産副産物排出元の事業者、排出元の事業者が所属する自治体(原則として都道府県)、肥飼料原料出荷先の主要な事業者、事業実施主体、事業実施主体が所属する自治体(原則として都道府県)からなる協議会が作成する計画であって、計画達成に必要な支援体制が整備されているものとする。
 - ア 事業実施主体は、事業協同組合又は事業協同組合連合会であって、事業実施年度内に新たな肥飼料原料製造事業者を組合員とし、もって複数のレンダリング業者による事業の協同化又は分業化を図る者であること。(協同化及び分業化において、新たな肥飼料原料製造事業者と事業協同組合又は事業協同組合連合会の会員との間で株式の所有が行われている等の関連会社は新たな事業者に含めないものとする。)
 - なお、ここでいう協同化及び分業化は、施設ごとの製造ラインの分業化、複数施設で製造された原料の集約販売、施設の集約のいずれかとする。
 - イ 広域的(複数の都道府県。ただし、北海道、離島(離島振興法第2条の規定により 指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置 法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別 措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。)

については複数市町村。)な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組み、受入量及び販売量の拡大を図る計画を有していること。(既に広域的な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組まれている場合は、畜産副産物収集及び肥飼料原料販売先市町村の拡大が図られる計画を有していること。)

なお、ここでいう広域性については、原料供給元、原料供給先の事業所の所在地により判断し、両方の拡大を図るものとする。

- ウ 事業実施主体は、牛由来の畜産副産物原料量を年間240トンと年間収集量の3割の どちらか大きい量を新たに収集し、肥飼料原料として製造し、そのおおむね全量を肥 飼料利用することとし、事業実施前に比べ肥飼料利用割合の拡大を図ること。
- エ このほか、都道府県知事が必要と認める要件を満たす施設であること。

2 事業実施主体

- (1) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3)の「別記1に定める農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
 - ア農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下、同じ)
 - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3 項に規定する法人をいう。以下同じ。)
 - オ 特定農業団体 (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第23条第4項に規 定する団体をいう。以下同じ。)
 - カ その他農業者の組織する団体
 - なお、当該団体等が事業実施主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- (2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業及び業界団体は除く。)とする。
 - ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約 等により適正な運営が行われていること。
 - イ 営利を目的としないものであること。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするも のでないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでない こと。
 - オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。) の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は 政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。
- (3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。
 - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクター

によって構成されているもの。

- イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。
- (4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(9)の「別記1に定める民間事業者」は、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア 都道府県が優先枠(配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のことをい う。以下同じ。)として配分を受けた交付金の範囲内でスマート農業実践施設の整備、 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組又は水田農業の高収益化に向けた 体制整備の取組を行う者であって、次の要件を全て満たすもの。
 - (ア) 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。
 - (イ) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。
 - (ウ)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
 - イ 環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、地域の未利用又 は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域 有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の 除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)由来の肥 料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に 供給し、又は供給することが確実であること。
- (5) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)の「別記1に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - ア 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者(中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者(関係会社(自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。)を含む。)以外の生産者をいう。)から購入すること。
 - イ 食品製造事業者等(中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者(関係会社を含む。)以外の食品製造事業者等をいう。)の需要にあわせた数量、品質、 形態等での供給を行うこと。
 - ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
 - エ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。)を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。
- (6) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「別記1に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。)を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。
- (7) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(13) の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議 決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数で あるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

- (8) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(14) の「別記1に定めるコンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

- イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。
- ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲 内で設定することとしていること。
- エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、 公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの 運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に 係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備され ていること。
- カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認すること としていること。
- キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。
- (ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。
- (イ)事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)から(5)までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該(1)から(5)までに定める率とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の6以内
 - ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
 - イ 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設又は家畜飼 養管理施設を整備する場合
- (2) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内
 - ア 稲 (種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等(4の(6)のイに定める地域をいう。以下同じ。)以外の地域が受益地区の過半を占める場合
 - イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- (3)次のアからクに掲げる場合 事業費の3分の1以内
 - ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除 く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合におい

て当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの 附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

- イ 米 (種子用を除く。) を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以 外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及び これらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
- ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合
- エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する 場合
- オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、 ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設(堆肥化施設のうち汚物等の高 度処理により肥料化を図るためのものを含む。)、伝達性海綿状脳症(以下「TSE」 という。)対応施設及び副産物等処理施設(副産物等の高度処理により飼料等に加工 するためのものに限る。)並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備す る場合
- カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合
- キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 ク 畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合
- (4) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内 受益が1経営体(法人)に限定される場合(ただし、協業経営は除く。)
- (5) 次に掲げる場合 事業費の20分の11

農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を 実施する場合

4 採択要件

- (1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。
- (2) 事業の交付対象上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費(以下「上限事業費」という。)を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事	上限事業費	
育苗施設	水稲(種子用を除く。)育苗施設に	
	限る。	つき999千円。ただし、100ヘク
		タール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千
		円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1ト
		ンにつき502千円

		またす マルヨボ知理見する
		麦にあっては計画処理量1ト
the start to see the start of the		ンにつき490千円
農産物処理加工施設(土地		計画処理量1トンにつき4,940
利用型作物)		千円
農産物処理加工施設(茶)	仕上茶加工機 (抹茶) を整備する場	原料の計画処理量1トンにつ
	合を除く。	き1,679千円
集出荷貯蔵施設(りんご)		計画処理量1トンにつき421千
		円
	選果機(選果機のみを整備する場合	計画処理量1トンにつき135千
	を含む。また、外部品質センサーと	円
	内部品質センサーを同時に整備す	
	るラインを除く。)	
集出荷貯蔵施設(なし)	外部品質センサーと内部品質セン	計画処理量1トンにつき300千
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	サーを同時に整備するラインを除	
	<.	
 集出荷貯蔵施設(かんきつ)	\ 0	計画処理量1トンにつき189千
米山南州成地段(ガガし)		円
	を含む。また、外部品質センサーと	円 四処理事1 トッに フさが 一
		1 4
	内部品質センサーを同時に整備す	ただし、計画処理量5千トン未
	るラインを除く。)	満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマ	計画処理量1トンにつき270千
	ンに限る。	円
		ただし、150g未満のトマトにあ
		っては計画処理数量1トンに
		つき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千 円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円/ha
	防風施設	46,587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス(軒高が3.5	40千円/m²
	m以上のものを除く。)	21 1 1 4 / 222
		3 150千円 /ha
	ほ場内地下水位制御システム	3,150千円/ha
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除	
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除	生産量1トンにつき3,200千円
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円
新之孫 共 小帝則演坛凯 (上	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設(土地利用制作物)	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113
種子種苗生産関連施設(土地利用型作物)	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113
地利用型作物)	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野 菜)	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野 菜)	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設 肉用牛舎(ストール等附帯部分を除	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設 肉用牛舎(ストール等附帯部分を除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千 円
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設 肉用牛舎(ストール等附帯部分を除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千 円 29千円/㎡
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設 肉用牛舎(ストール等附帯部分を除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千 円
地利用型作物) 種子種苗生産関連施設(野菜) 有機物処理利用施設	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。) 菌床製造施設(マッシュルームを除 く。) 温室(軒高が3.5m以上のものを除 く。) 堆肥等生産施設 肉用牛舎(ストール等附帯部分を除 く。)	生産量1トンにつき3,200千円 生産量1万個につき9,200千円 計画処理量1トンにつき1,113 千円 35千円/㎡ 計画処理量1トンにつき533千 円 29千円/㎡

	<.)		
		-ル等附帯部分を除	59千円/㎡
	<pre> <</pre>	41141141141	2.2 1 1 47
	ウインドレス鶏	舎(ケージ等附帯部	48千円/㎡
	分を除く。)	- ()	
	家畜改良施設		240千円/㎡
	畜産新技術に係ん	る施設	250千円/㎡
	産地食肉センタ	_	7,800千円×1日当たりの処理
			能力頭数(牛及び馬は1頭につ
			き豚4頭に換算する。以下「肥
			育豚換算」という。)
			輸出に向けた体制整備の実施
			の取組の場合は、9,500千円×
			1日当たりの処理能力頭数(肥
			育豚換算)
			ただし、5の畜産物施設整備の
			畜産物処理加工施設の産地食
			肉センターの補助対象基準の
			(c)のただし書きに基づき、
			都道府県知事が地域の実情に
			より特に必要と認めた場合で
			あって、1日当たりの処理能力
			頭数(肥育豚換算)が560頭未
			満の場合は、10,140千円× 1
			日当たりの処理能力頭数(肥育
			豚換算)
			輸出に向けた体制整備の実施
			の取組の場合は、12,500千円×
			1日当たりの処理能力頭数(肥
			育豚換算)
家畜市場			5,550千円×子牛市場の開催日
	144 mm A		1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎		45千円/㎡
	屋根掛け	500㎡未満	23千円/㎡
		500㎡以上	20千円/㎡
	尿貯留施設	1,000m³未満	30千円/m³
		1,000m3以上	25千円/m³
飼料作物(飼料用米を含			7千円/m³
む。)関連施設	乾草舎		50千円/m²
	飼料調製施設		50千円/m²
	優良種子増殖施設		63千円/m²
	種子貯蔵庫		37千円/m²
	飼料分析指導室		225千円/m²
	種子精選機		16,560千円/台
	脱粒剥皮機		2,610千円/台
	種子乾燥機		18,090千円/台
	栄養分析器		9,900千円/台
	ミネラル分析器		1,170千円/台

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行

管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
- 3 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強 化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限 事業費は、上記の1.3倍(小数点第1位を四捨五入)とする。
- 4 配分基準通知第1の2の(2)のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍(小数点第1位を四捨五入)とする。
- (3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(4)の別記1に定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - ア 環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

ただし、本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(28)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。)及びかんがい用用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

- イ 北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する 場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合
- ウ 土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合
- (4)本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき(都道府県知事は理由書を作成し、本要綱第4の3に定める協議を行うものとする。)は、当該事業を実施できるものとする。
- (5) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(6)の別記1に定める女性の参画促進に資する施設の整備は、次の事項を全て満たすものとする。
 - ア 女性の行う農産物加工活動等に必要となる施設であり、女性の農業経営への参画促 進等に資するものであること。
 - イ 受益農業従事者数の過半を女性農業者が占め、かつ、受益農業従事者又は事業実施 主体の代表者が女性であること。

なお、この場合の女性農業者とは、女性認定農業者、家族経営協定を締結するなど 農業経営に参画している女性及び1年間に60日以上農業(農産物加工活動も含む。) に従事している女性とする。

(6) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)については、この限りでない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水
	麦	北海道:60〜クタール 都府県:30〜クタール	田面積の2分の1以上に おいて、おおむね10アール 以上の区画整理が行われ

			ていること又は本対策の
豆类	Ę		実施時において、水田の都
			道府県営ほ場整備事業団
	大豆	20ヘクタール	体営ほ場整備事業等につ
			いて、実施年次等が具体的
			に定められている計画が
			樹立されているものとす
			る。
			 ・受益地区内に水田がある場
			ー 合は次に掲げる(a)又は
			 (b)の要件を満たす地区
			であること。
			なお、受益地区が複数
			の水田フル活用ビジョ
			│ │ ン等を策定する地区を
			含む場合は、5割以上の
			地区において次に掲げ
			る (a) 又は (b) の要
			件を満たしていること。
			(a)受益地区内の水田にお
			いて生産される事業対
			象作物の作付面積の3
			分の2以上が1ヘクタ
			ール以上に団地化され
			ることが確実であるこ
			ے اور
			 (b) 事業の受益地区が事業
			対象作物の2以上の主
			要作業を3ヘクタール
			以上実施している担い
			手が存在する地区であ
			って、さらに、地区内の
			おおむね5割以上の事
			業対象作物の主要作業
			が集積されることが確
			実であること。
			7,11,2
	維豆	北海道:25ヘクタール	 ・種子に係る施設を整備する
	落花生	都府県:10ヘクタール	場合も同じとする。
	<u> </u>	***************************************	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
種子			・原種又は原原種の場合は、
			当該原種又は原原種を播
			種する種子生産ほ場の面
			積とする。
1			

I	ı		1	
		稲	種子生産ほ場の面積が25 ヘクタール	
		麦	種子生産ほ場の面積が15 ヘクタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が5 ヘクタール	
畑作物・地域特 産物	√ \ ₹	为	北海道:50ヘクタール(複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積) 都府県:25ヘクタール(複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積)	
		ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ヘクタール	
	茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に 実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てと	√菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域(砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)第 19条第1項の指定地域をい う。以下さとうきびにおい て同じ。)の区域内にあるこ	

		と。	
	さとうきび	10ヘクタール	
		ただし、事業実施地区が	
		指定地域の区域内にあるこ	
		と。	
	こんにゃく	10~クタール	・地域特産物の栽培ほ場が事
		ただし、種苗用について	業を効率的に実施できる
		は30ヘクタール	程度に集団化しているこ
			と又は集団化することが
	そば	5ヘクタール	確実と見込まれること。
	ハトムギ	10ヘクタール	
		ただし、1ヘクタール以	
		上の団地の合計面積が地区	
		内作付面積のおおむね50パ	
		ーセント以上であること又	
		はそのための計画が策定さ	
		れていること。	
	葉たばこ	10~クタール	
	なたね		
	ホップ		
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	C + 2 EL 20 - 5% 10 / EL 10		
	蚕	集団化かつ使用している	
		桑園が2~クタール以上、	
		かつ、当該桑園に近接する	
		使用桑園を含めて10ヘクタ	
		ール以上のまとまりがある	
		こと。	
		なお、クヌギ等桑以外の	
		飼料樹園地にあっては、1	
		ヘクタール以上であること	
		とする。	
果樹	果樹農業振興特別		
	措置法施行令(昭	ただし、種子種苗生産関	
		連施設を整備する場合にあ	

号) 第2条に定めっては、かんきつ類で100~ る果樹で露地栽培 クタール、落葉果樹で50へ のもの クタールとする。 なお、都市近郊地域(「農 林統計に用いる地域区分の 制定について」(平成13年1 1月30日付け13統計第956号 農林水産省大臣官房統計情 報部長通知)の農業地域類 型区分別基準指標におい て、都市的地域に分類され ている地域を含む市町村を いう。以下同じ。) におい て事業を実施する場合にあ っては2ヘクタールとす ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって は、生産緑地の面積が5ア ール以上であることとす る。 果樹農業振興特別 5ヘクタール ただし、種子種苗生産関 措置法施行令(昭 和36年政令第145 連施設を整備する場合にあ 号) 第2条に定めっては、かんきつ類で100~ る果樹で施設栽培 クタール、落葉果樹で50へ のもの クタールとする。 なお、都市近郊地域にお いて事業を実施する場合に あっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって は、生産緑地の面積が5ア ール以上であることとす る。 3ヘクタール 上記以外の果樹 なお、都市近郊地域にお

いて事業を実施する場合に あっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって

は、生産緑地の面積が5ア

		ール以上であることとす	
		る。	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設野菜	5へクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合に あっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって は、生産緑地の面積が5ア ール以上であることとす る。	
花き	露地花き	5へクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合に あっては2ヘクタールとす る。 ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって は、生産緑地の面積が5ア ール以上であることとす る。	
	施設花き	3へクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合に あっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主た る対象である場合にあって は、生産緑地の面積が5ア	

- イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。 なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。
 - (ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- (ウ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策 実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策 実施地域に指定された地域
- (オ)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する 特定農山村地域として公示された地域
- (カ)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- (キ)「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間 農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10〜クタール	・受益地区内に水田がある場
		ただし、原則として、受	合は次に掲げる(a)又は
		益地区の水田面積の2分の	(b) の要件を満たす地区
		1以上において、おおむね1	であること。なお、受益地
		0アール以上の区画整理が	区が複数の水田フル活用
		行われていること又は本対	ビジョン等を策定する地
		策の実施時において、水田	区を含む場合は、5割以上
		の都道府県営ほ場整備事	の地区において次に掲げ
		業、団体営ほ場整備事業等	る(a)又は(b)の要件
		について、実施年次等が具	を満たしていること。

	大豆	体的に定められている計画が樹立されているものとする。 10ヘクタール ただし、付加価値の高い 大豆生産を実施していること又は実施することが確実 と見込まれること。	(a)受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1へクタールとが確実であること。 (b)事業の受益地区が事業対象作物の2以上の事業を3へクタール以上実施しているであって、さらに、地区内のおおむな5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されること。
	雑豆 落花生	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込ま れる場合とする。
	種子(稲)	種子生産ほ場の面積が 10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播 種する種子生産ほ場の面 積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	
		北海道:10ヘクタール 都府県:5ヘクタール	・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込ま れる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	

	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域(砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)第 19条の指定地域をいう。) の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5〜クタール	
	染料作物	3~クタール	
果樹	果樹農業振興特別 措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で露地栽培のもの		
	措置法施行令(昭 和36年政令第145 号)第2条に定める果樹で施設栽培のもの 上記以外の果樹	3 ヘク タール	
野菜	露地野菜 施設野菜	5ヘクタール 3ヘクタール	
花き	露地花き	3~クタール	
	施設花き	2〜クタール	

ウ 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの 面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

5 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアからオに定める施設等(耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、 畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備)については、次のとおりとする。

	補助対象基準
<u> </u>	110-997-9-50-62-1
産地基幹施設等 耕種作物小規模土地 基盤整備	補助対象基準
	産省農蚕園芸局長連知)に準するものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合にあっては、ほ場整備、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあっては、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。
	・土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)を実施する場合にあっては、土壌土層改良を実施できるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提 とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等へ	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上
の改植・高接	の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検

討の上、次に掲げる(a)から(e)までに定めるところにより実施できるものとする。

- (a)優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。
- (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」 (平成27年4月27日公表)及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画 の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われる と認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系 統を含まないものとする。

(c)優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統 等への転換は対象としないものとする。

ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上 に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっ ては、この限りではない。

- (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。
- (e) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった 園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、 継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施 するものとする。
- ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。
 - (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。
 - (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、 都道府県の育成品種等とする。

なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同 化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性 が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りで はない。

- (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。
- ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病害虫の伝 染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進す る場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工 土壤土層改良 ・ 浅層排水、心土破砕、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施で きるものとする。 ただし、水稲のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布に ついては事業対象としない。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、土壌 土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進 に係る(a)及び(b)に定める要件を満たす地域であることとする。 (a) 地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準 ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同 第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本 的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌 の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模 以上であること。 ただし、離島(離島振興法第2条の規定により指定された離島振 興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置 法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島並びに小 笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1 項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。)及び山間へき地(山 村振興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地 域をいう。)内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまっ た農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以 上とする i 都府県の場合 10 ヘクタール ii 北海道の場合 20 ヘクタール ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認 められる農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。) 及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象となら ない石れき除去、水田フル活用ビジョンに基づき施策を実施する場合以 外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5へクタール以上の事業規模に ついても実施できるものとする。 環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良に加え、 次に掲げる事業も実施できるものとする。 (a) ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換する ための施設の新設又は改修 (b) かんがい用用排水施設の新設又は改修 (c)農用地間の地目変換のための事業 飼料作物作付及び家 畜放牧等条件整備 飼料作物作付条件 整備 耕作道整備

-	
雑用水施設整備	
飼料生産は場整備	
牧草地及び飼料畑	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過して
等造成整備	いるものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
子実用とうもろこ	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施
し乾燥保管調製施	設と一体的に整備される機器等の整備を含む。
設	・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期(3年以上)の利用供給に
	関する協定を締結するものとする。
放牧利用条件整備	
耕作•放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
備	
放牧地·放牧林地	
整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件
	整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導
	入等による整備
未利用地活用放牧	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等
拡大整備	・なお、本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める
	場合及び額は、次に掲げる(a)から(c)までのとおりとする。
	(a)傾斜地等活用整備(傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。)
	にあっては、造成・整備面積 10 アール当たり 70,000 円を上限とし
	て交付できる。
	(b) 野草放牧地整備(未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備
	を行う。)にあっては、造成・整備面積 10 アール当たり、10,000
	円を上限として交付できる。
	(c) 耕作放棄地活用整備(耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に
	整備する。)にあっては、造成・整備面積 10 アール当たり、50,000
	円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場
整備	利用の再編成を推進するためのものとする。
	・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1
	に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作•放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
整備	
放牧地•放牧林地	

整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導 入等による整備とする。
公共牧場の効率 的利用及び再編	
成に必要な施設	
水田飼料作物作付	
条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種 の導入	
障害物除去	
子実用とうもろこ	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施
し乾燥保管調製施	設と一体的に整備される機器等の整備を含む。
設	・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期(3年以上)の利用供給に
	関する協定を締結するものとする。
耕種作物産地基幹施 設整備	 ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a)事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b)事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものする。 ①フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)、②パレット、③コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)、④可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)、⑤作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器(電子天秤を除く。)、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処	
理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね 400 箱以上とする。
	・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るもの

	とする。
特定蚕品種供給施	
設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設と
	する。
	・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び
	通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高
	度化を含むものとする。
	・豆類についての処理能力は、年間 100 トン以上とする。ただし、黒大豆
	等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成 19 年 3 月 30
	日付け 18 生産第 6009 号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団
	体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売
	される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附带施設	
製類乾燥調製貯蔵 製類乾燥調製貯蔵	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。
施設	・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たって
	の留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林
	水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。
	・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理
	加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を整備すること並
	びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	・豆類についての処理能力は、年間 100 トン以上とする。
	ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領(平
	成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 6009 号農林水産省生産局長通知)に基
	づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画
	の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留

設 施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残 さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限り ではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね 100 平方メー トル以上とする。 ただし、第2の4の(5)に定める女性の参画促進に資する施設の場 合は、この限りではない。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、 市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産 体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規 模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整 を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及 び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外 において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとす る。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売 施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとす る。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用 した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとす ・土地利用型作物(大豆)の取組において、食品事業者が整備する場合に ついては、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等に よる推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを 確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規 模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。 なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限 るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数 量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できる ものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。 加工施設 ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産され た生産物を処理加工するものとする。 なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外 において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆 腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶

加工機(荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。)、仕上茶加工機(仕上茶加工工程の全部又は一部の加

工を目的とした機械等とする。)、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、 食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱炭機、加圧 機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、 攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機(地 域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械 等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生 産者等による推進体制 (協議会等) が整備されていることとし、当該生 産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整 備のみとする。ただし、新たな生産事業モデル支援タイプの民間事業者 においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあって は、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培 は長期的な契約を締結するものとする。 荷受及び貯蔵施設 乾燥及び選別・調 製施設 精選及び貯留施設 搬送施設 計量施設 出荷及び包装施設 残さ等処理施設 附带施設 集出荷貯蔵施設 ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以 上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ 等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとす ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこ れらの施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含ま ないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次 集出荷のストックポイントについては、農業振興地域(農業振興地域の 整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以 下同じ。) 以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、 原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地 域以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産された ものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみ

とし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平 成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基 づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画 の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工 ・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の 生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷 に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できる ものとする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外であっ ても、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受 益地とすることができるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。 集出荷施設 ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整 備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コスト の低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部 品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に 活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るもの とする。 予冷施設 ・青果物広域流通システムを構築する場合、移動式真空予冷装置を整備す る場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能 とした装置とする。 また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対 象としないものとする。 ・青果物広域流通システムを構築する際において保冷コンテナを整備する 場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコール ドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとす 貯蔵施設 ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管 施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、СА貯蔵施設及びこれらの施設と 同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することがで きる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築を構築する際において、拠点保冷貯蔵施設 として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄 道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業 振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則と して、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストッ クポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一体

	とすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コー
装施設	ド等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及
	びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフレキ
	シブルコンテナを除く。)とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずる
	ものは対象としない。
	なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設(新設のもの及
	び能力の増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既
	設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、
	流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとす
	る。
	・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既
	存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合に
	は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域
施設	的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集
	出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)、(c)精
	米施設とする。
	・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで
	確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。
	・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者
	への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものと
	する。
	なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複
	数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売
	業者でない者に限るものとする。
	(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。
	(b)加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係
	行政機関等との調整が図られていること。
	(c)事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした
	契約がなされていること。
	(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営
	の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点か
	ら、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
-th1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施	
設	5.
	(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイン
	トであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとす
	5.
	ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵さ
	れるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限る
	ものとする。

青果物流通拠点施設	(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
72 2 65 Lu 70 16 30	することができるものとする。
残さ等処理施設	医心点电流速度 但放放这次要求护制 1 1 同文医护图 1 2 2 2 4
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニー
	ズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。 また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土 壌の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(食味分析、 残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情 報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分 析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管 理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供 を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的 販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるもの とする。
附带施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合 にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備で きるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材 製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

附帯施設	
農作物被害防止施	・農業生産における被害(鳥獣害を除く。)を軽減するために必要な施設
設	とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。
	・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象
	条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を
	行うものとする。
 防風施設	・受電施設は含まないものとする。
P) AND HX	・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象
	条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を
	行うものとする。
 病害虫防除施設	· 害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壤消毒施設、薬剤散布施設等
1.核泪 A叶 1. 长訊	とするものとする。
土壤浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の
設	上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。
	・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整
	備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施す
	ることとする。
	なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳
	を作成することとし、(a)については作業日、作業種類、作業者、作
	業時間等を、(b)については購入日、資材名、数量、価額、購入者等
	を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記するこ
	ととする。
	(a)栽培管理作業の共同化
	育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいず
	れかを共同で行うこととする。
	(b) 資材の共同購入
	肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとす
	る。
	(c) 共同出荷
	出荷に際しては、共同で行うこととする。
	(d) 所有の明確化
	当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登
	記簿により明らかであること。
	(e) 管理運営
	当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)
	されていること。
	・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外
	への逃亡防止等に万全を期すこと。
	・地域エネルギー供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内での
	み整備できるものとする。
	・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付(栽培)
	「CICOVIII CINA A MANUELL VIEW VIEW CII J M CI (A) IFI (人人口)

面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積す ることを原則とする。

・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収 穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域 エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関 する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装 置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域 エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することと する。

技術実証施設

- ・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
- ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は 35m/s を有し、基礎 を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむ ね30a以上1ha以下とする。

省エネルギーモデ ル温室

・当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわら ず設置することができるものとする。

また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上 とする。

・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備 等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、 養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換 気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地 の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備す るものとする。

また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地 域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等 について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能 であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

低コスト耐候性ハ ウス

- ・50m/s 以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中におけ る過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると 判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該 風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆 期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受 けないよう適切に管理すること。) に耐えることができる強度を有する もの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するも の若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、 単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価 のおおむね70%以下の価格であるものとする。
- ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にか かわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以 上のものとする。
- ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理 棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装 置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中

暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送 の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。

- ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。
- ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託 できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲 を明確にするものとする。
- ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合 は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
- ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。

高度環境制御栽培 施設

- ・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。
- ・当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。

また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。(ただし、市街化区域を除く。)

- ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。)若しくは50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空 調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を 生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、 集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装 置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防 除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものと する。
- ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する 新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合 支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設

整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設(うち完全人工光型)に おける新技術の指標について」(農林水産省生産局。以下「新技術指標」 という。) に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事 業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1 回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さ い順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設 費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及 び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計 画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が 安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は 翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定 的な販売先が確認できること。

また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定すると ともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又 は行われることが確実であること。

給施設

地域エネルギー供・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーを供給 する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備 できるものとする。

> なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上 で必要な規模を超えない規模とする。

- ・電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネ レーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象 としないものとする。
- ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地 域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給さ れることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するた めに必要な設備の整備を行うことができるものとする。

また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利 用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併 せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことが できるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地 下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作 物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資 源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意す るものとする。

高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティ ング施設)、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益 昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。
- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s 以上の風速(事業対象作物に ついて、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、 50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風

速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外すこと等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。)又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。

・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する 新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証で きるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、 必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上 限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事 業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象と なる事業実施計画を特定することとする。

なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の (6) に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

- ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。
- ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び 菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第2の4 の(6)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

栽培管理支援施設

- ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、 点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。
- ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用 冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則 として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給 分を除く。)を供給できる水準のものとする。
- ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー(立ち上がり部分)は、交付の対象外とするものする。

株分施設

いぐさに限る。

附帯施設	
種子種苗生産関連	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
施設	
種子種苗生産供給 施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型 苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯
	する施設を整備することができるものとする。 なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の 地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うた
	めの種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種 子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上
施設	施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものと
	し、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査
	装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器
	及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄す
	るための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を
	検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生產高度化施	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置
設 24 11/2 12	及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施	・堆肥等の製造に必要な施設とする。
設	・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、や
	むを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあって
	は、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
	・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあ
	っては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備で
	きるものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものと し、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調
	製する原料製造用の施設も含むものとする。
	・耕種農家、畜産農家、食品産業(製糖業者を含む)等から排出される収
	様残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源(原料)の調達方法、
	生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能
	力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。
	・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合
	は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐた
	め、分別収集されたものを使用する。
	・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げ
	る事項について留意するものとする。
	(a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25
	年法律第 127 号) に基づく昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284
	号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格
	を定める等の件)に規定する基準に適合するものとする。

	(b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知)(土壌1kgにつき亜鉛120mg以下)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用 施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用 を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整 備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)の肥料化に必要な施設や装置(堆肥ペレット化装置等)とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要 な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必 要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調 製施設	
精選及び貯蔵施設	

搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
造供給施設	・ハイスティー ビル旅行の表旦及の機能に必要な地取とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設 とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設	
整備	
畜産物処理加工施	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設の
設	みを対象とする。
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力(肥育豚換算)がおおむね700頭以上の規模となること。 ただし、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。)において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。 (d) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部
	分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の 処理工程と分離されていること。

けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置する ものとする。(特段の事由がある場合は、この限りでない。)
と畜解体・内臓処	・と 音場法 (昭和 28 年法律第 114 号) 第 4 条第 1 項の規定により都道府
理施設	県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。
	・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24時
	間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中
	心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を持つ冷却装置を備えた冷
	蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の
	枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えて
	いることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
施設	
その他の施設・設	
備	
副産物等処理施	
設	
衛生管理施設	・次の (a) 、 (b) 又は (c) の基準に適合すること。
	(a) と畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)、と畜場法施行規則、
	「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け
	衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知)及び「と畜場の施設及び設備
	に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97
	号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県
	知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で
	改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分
	と区分できるものに限る。)であること。
	(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (平成 10 年法
	律第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化
	計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。
	(c)輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守する
	ために必要なものであること。
ハラール対応施	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備で
設	あること。
動物福祉対応施	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守す
設	るために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚
	濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第3条第1項の規定に定められた
	排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
TSE対応施設	

	むね 5,000 羽以上、成鶏の場合はおおむね 1,300 羽以上の規模となるこ
	と。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70
及び冷却施設	号)第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みの ************************************
NA +H2NA >-L 1/ -=H.	あるものであること。
冷蔵冷凍施設 	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス 20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設	
備	
副産物等処理施	
設	
衛生管理施設	・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。
	(a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業
	の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年3月25日付け政
	令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規
	則(平成2年6月 29 日付け厚生省令第 40 号)を順守するために、都
	道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に
	 文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外
	の部分と区分できるものに限る。)であること。
	(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化
	基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計
	画の実施に必要な設備であること。
	(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守する
	ために必要なものであること。
ハラール対応施	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備で
設	あること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚
	濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有
	すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。

ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業 者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目 的として整備する施設・設備も対象とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食 肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加 工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又 はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が 施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、 主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳 製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有す る議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を 占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものと する。 家畜市場 ・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、 都道府県知事による承認を受けていること。 (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭(牛 換算:馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換 算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね5,000 頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。 ただし、中山間地域(山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興 山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定につい て」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域を いう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておお むね3,500頭(牛換算)以上、離島(離島振興法第2条第1項の規定 に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興 開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第 3条第1号に規定する沖縄をいう。) にある家畜市場の整備を実施す る場合は整備後においておおむね1,500頭(牛換算)以上確保される ことが見込まれること。 基本施設 ・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁 環境対策施設 防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能 力を有すること。 衛生対策施設 機能高度化施設 その他の施設・設 備 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、 家畜飼養管理施設 ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する 家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a) 及び(b)の要件に適合するものであることとする。

- (a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。
- (b) 事業実施地域は、アクションプラン(市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。)を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。
- ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及 びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水 田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が 共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を 満たすものとする。
 - (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有(当該団体が法人でない場合は利用者の共有)に属し、かつ、登記簿(表示の登記を含む。)上この旨が明らかであること。
 - (b) 当該施設に係る管理費(個人の不注意による破損の修繕に要する 費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。)の徴収が利用度に応 じて行われること。
- ・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって 画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含 む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
 - (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、 収容頭数等)は、原則として同一であること。
 - (b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一で あること。
 - (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
- ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等 に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等か らこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一 定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。
- ・畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟 として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うも のとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するもの とする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でそ の他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲 内とする。

面積=40 m²(共用部分)+10 m²(管理人1人当たり専用部分)× 管理人等人数

- ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、 家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
- 建造物の構造部分(柱、梁等)の木造化及び内装部分(床、壁、窓枠、 戸等)の木質化に積極的に取り組むものとする。
- ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー及びウインドレス鶏舎 の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コ スト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設に ついて、少なくとも建造物の構造部分(柱、梁)について木材を利用す ることを原則とし、1棟が 500 mを超える施設についても、コスト等の 観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
- ・スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール 牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及び畜 舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物 処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物 生産の省力化に資する ICT、ロボット技術等のスマート技術を2つ以上 導入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上 及び作業省力化に資さなければならない。

- ・肉用牛牛産、養豚牛産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等(酪農、 肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。 以下同じ。) の統合を行うためのもの。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人 (複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のこ とをいう。以下同じ。)経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新 生産システム (事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養 管理等の取組により生産体系全体として改善(生産コストの低減又は特 定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等) がなされるものをいう。以下同じ。)の実践・普及、牛のほ育育成経営 部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並び にヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用 いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。
 - (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね 300 頭 以上(繁殖牛にあってはおおむね100頭以上)、乳用種にあっては おおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁 殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2

畜舎

分の1以上であるものとする。

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴 う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

- (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践 ・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
 - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践(以下「モデル実践活動」という。)を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。
- ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すで に牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設 を整備することはできないものとする。
- ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。
 - (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。
 - (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて 必要最小限のものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

フリーストール牛

・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システム の実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものである こと。

- ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために 用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込 まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

- (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上 の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはな らない。
- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条 件を満たすこととする。
 - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
 - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当 該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践 を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付 期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定 に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事 業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

ミルキングパーラ

- ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システム の実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものである
- ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために 用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込 まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

- (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上 の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはな らない。
- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条 件を満たすこととする。
 - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が

なされるものとする。

- (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

ウインドレス鶏舎

- ・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のための ものに限る。
- ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
 - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。
 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

ふ卵施設

- ・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編 ・統合を伴う施設整備であること。
- ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。
- ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団

	体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が
	議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営
	上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及
整備する設備	びふ卵施設と合わせて整備するものとする。
	・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられ
	た後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の
	在り方の本質にかかわるものとする。
	 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及
整備する家畜排せ	びふ卵施設と合わせて整備するものとする。
つ物処理利用施設	
777 - 1777 - 1772	ルキングパーラーに係るものを含む。) について適切な処理が行われる
	よう特に留意する。
一 飼料作物作付条件	・本要綱別表1のⅠの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1
整備及び放牧利用	に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条
条件整備並びに水	件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」と
田飼料作物作付条	し、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。
件整備と一体的に	・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不
整備する牛舎等	要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築
正洲 , 2 1 日 4	を含むことができるものとする。
 自給飼料関連施設	・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。
	なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。
	(a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地
	形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設
	用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することが
	できるものとする。
	i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面
	積、収容頭数等)は、原則として同一であること。
	ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一
	であること。
	参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利
	用等が図られること。
	・施設用地の造成整備を含む。(飼料給与設計用電算施設は除く。)
	・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計
給施設	画を作成するものとする。
7.67.65	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計
管庫	画を作成するものとする。
	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
	※311/4/1/内在ン心的上面で大心 / 3勿口は、不心以し 中川に正面で40

Amelia III de la cata des des	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
飼料作物収穫調製	
貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
地域未利用資源調	
製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理	
施設	
飼料生産・調製・	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
保管施設	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限
算施設	る。
家畜改良増殖関連	
施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵	
及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
新 新 新 新 新 新 ま 形 ま 用 化	
一 一 一 施設	
ル設 ふ卵施設	
. ,	
その他家畜改良増	
殖又は畜産新技術	
の取組のための必要な機械型具	
要な機械器具	
附帯施設 本 京 国 沼 歴 京 民 郷	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
畜産周辺環境影響 (K) 1415年	
低減施設	に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。
	・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。
	(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理
	解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
	(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資す

	るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外へ
	の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。
	・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ
)	効果的な配置となるよう留意すること。
净化処理施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。
	・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効
11.11 > +6 (#4) =	果的な配置となるよう留意すること。
一一体的に整備する	
設備 	・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必
	要な施設とする。
女女司女师の明句	
	・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する
料利用施設	以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コ
	ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
	・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。
	・
	を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
	(b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に
	資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外へ
	の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
	の所用がして、例と)の水池は日と近りしていること。
レンダリング処理	
施設	
原料処理施設	
排水処理施設	
製品保管施設	
管理施設	
乾燥・粉砕施設	
殺菌処理施設	
脱臭施設	
ボイラー施設	
受電施設	
受給水施設	
原料前処理施設	
一体的に整備する	
施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施	
設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回

ĺ		収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
	附带施設	

Ⅱ-2 産地合理化の促進

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の取組を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第1 取組の概要

1 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編や従前に補助事業で導入した施設・設備の機能又は能力の高度化による施設の効率的な管理・運営等の取組を推進するため、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産が見込まれる地域において、主食用米と新規需要米の区分集荷・保管や水稲専用施設の大豆との汎用利用のために必要な改修等を支援。

また、担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組むことで、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な改修等を支援。

本取組においては、米、麦、大豆等の乾燥調製・保管に係る乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設又は種子種苗生産関連施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(1)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

その際、都道府県は、「地域における穀類乾燥貯蔵施設等の再編利用の取組の推進について」(平成26年2月26日付け25生産第3219号生産局農産部穀物課長通知)により、地域における新規需要米等の作付動向、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況等を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。(1の都道府県につき各年度3地域を上限とする。)

2 集出荷貯蔵施設等再編利用 (野菜、果樹、花き)の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、複数の既存の施設を再編合理化すること等により、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るための当該施設の改修等を支援。

本取組においては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、 事業実施主体においては、第2の6の(2)のアからエまでに定める再編利用計画等を作 成しなければならない。

3 農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組

複数の既存の荒茶加工施設等を有し、今後、茶の計画的な生産、加工の強化に取り組む地域において、加工コストの低減等を図るための当該施設の再編に向けた改修等を支援。

本取組については、茶の加工に係る施設であって、荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(3)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

4 食肉等流通体制再編整備の取組

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の施設を再編合理化する ことにより、効率的な施設利用体制や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るための当該 施設の整備を支援。

本取組においては、食肉等の流通・処理に係る食肉等流通処理施設(食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場)の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(4)のアから工までに定める再編合理化計画等を作成しなけ

ればならない。

5 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

さとうきび、てん菜又はでん粉原料いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画の策定を要件として、製造コストの削減及び既存の当該施設の安定操業を図るための当該施設の再編合理化を支援。

本取組においては、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組む以下の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(5)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

(1) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編(再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。)

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

(2) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化(地域における国内産糖・国内産いもでん 粉工場の稼働率の向上に向けた既存工場の廃棄。以下同じ。)

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

6 乳業再編等整備の取組

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、生乳流通コストの低減等を図るとともに、効率的かつ衛生的な乳業者を育成するため、集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化、乳業施設の再編・合理化及びこれと一体的に行う高度な衛生管理水準を備えるための整備等を支援。

本取組においては、集乳及び乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(6)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

(1) 効率的乳業施設整備

ア 乳業工場(牛乳乳製品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品(アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。)をいう。以下同じ。)及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。)の施設等の新設又は増設(当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。)。

イ アと一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備(以下「環境・衛生等整備」という。)。

ウ 乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

(2) 集送乳合理化推進整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。)を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(以下「大型貯乳施設等」という。)の整備。

(3) 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備(以下「需給調整拠点施設等」という。)の整備。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施計画は、関係者を始めとした地域住民の合意を得たものであることを要する。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (3)事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (4) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画 が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても 留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、本要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した 結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導 入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断 される場合(アからウまでに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必 要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

- ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用及び農産物処理加工 施設等再編利用の取組においては、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれ かが70%未満の状況が3年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、 収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- イ 食肉等流通体制再編整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量 (取引頭数)又は処理経費(取引経費)が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状 況が3年間継続している場合
- ウ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備及び乳業再編等整備の取組においては、 事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し、80 %未満の状況が3年間継続している場合
- (8) 事業で整備する施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行 又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及 び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営について は、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体とな るよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13)事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(これらの者及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、原則として、5名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
 - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
 - なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的にすぐれていること。
 - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数 以上であること。
 - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省代金官房経理課長通知(以下「財産処分承認基準通知」という。)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている。又は、承認を受ける見込みであること。
 - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修

等であること。

- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

- (17) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を実施する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (18) 乳業再編等整備に取り組む場合については、事業を実施する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。)第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合性が図られていること。
- (19) 乳業再編等整備のうち地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業に取り組む場合 にあっては、事業実施主体は、集送乳の合理化に係る推進計画を策定し、事業計画に定 める内容はそれに即しているものであること。
- (20) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に 提出するものとする。

- (21) 本対策により施設等(本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の工から力までの事業を除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。
- (22) 本対策により施設等を整備する場合は、
 - ア 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施
 - イ HACCP等認定の取得
 - ウ ハラール認証の取得
 - エ 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画の策定
 - オ 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画の策定のいずれかに確実に取り組むこととする。
 - (注) 非食用作物を除く。
- (23) 集出荷貯蔵施設等再編利用のうち、青果物の集出荷貯蔵施設の再編を行う場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。
 - ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産

性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

- 2 事業実施主体
- (1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
 - ア 農業者の組織する団体
 - イ 事業協同組合
 - ウ事業協同組合連合会
- (2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(7)の特認団体は、次のとおりとする。 ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する 議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数 であるもの。
 - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- (3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(11)の別記1に定める乳業再編等協議会(以下「再編等協議会」という。)は、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。
 - ア 乳業者(酪振法第2条第2項の乳業を行う者をいう。以下同じ。)であって、次に 掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。
 - (ア)複数の乳業者が合併し、設立した法人(契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。)(以下「合併後法人」という。)
 - (イ)複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立される団体
 - (ウ)複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者
 - (エ) 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者
 - イ 再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、 財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした 再編等協議会の運営等に係る規約(以下「再編等協議会規約」という。)が定められて いること。
 - ウ 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(12)の別記1に定めるコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
 - イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。
 - ウ 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するこ

ととされていること。

- エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、 公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの 運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続き に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備さ れていること。
- カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。
- (ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。
- (イ)事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の2のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)から(5)までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該(1)から(5)までに定める率とする。

- (1) 次に掲げる場合 事業費の10分の6以内 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
- (2) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内 受益が1経営体(法人)に限定される場合(ただし、協業経営は除く。)
- (3) 次のアからウに掲げる場合 事業費の3分の1以内
 - ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん 設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及 び基礎工事を行う場合
 - イ 米 (種子用を除く。) を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
 - ウ 食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設(堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。)、TSE対応施設及び副産物等処理施設(副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。)並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合。家畜市場にあっては、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合
- (4) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の2分の1以内
 - ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場 の再編を行う場合
 - イ 集送乳合理化等推進整備の大型貯乳施設整備事業のうち県域を越える集乳計画に基 づいて貯乳設備を整備又は廃止する場合
- (5) 次に掲げる場合 事業費の5分の1以内等

効率的乳業施設整備を事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が実施する場合であって、これらの者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の

規定に基づき農林水産大臣が定める基準(平成15年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に適合するものを除く。以下「大手乳業者」という。)に該当する場合又はこれらの者が大手乳業者から出資を受けた場合とし、受けた出資の割合等に応じ、交付率を次のとおりとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

ア 大手乳業者及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第2の2の(2)のイの法人又は団体にあっては、5分の1以内

イ 大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第2の 2の(2)のイの法人又は団体にあっては、4分の1以内

4 採択要件等

- (1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①、1-1-②、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定することとする。
- (2) 事業の交付対象上限事業費

施設の再編利用の取組にあっては、本要綱別記1のII-1の第2の4の(2)に掲げる額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(5) に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、本要綱第4の3に定める協議を行うものとする。) にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付 (栽培)面積は、おおむね本要綱別記1のII-1の第2の4の(6)に掲げる規模以上 であることとする。

- 5 補助対象基準及び補助対象要件等
- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2) のアからエまでの取組に係る共同利用施設の補助対象基準については、本要綱別記1のII-1の第2の5に掲げるとおりとする
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2) の才の取組に係る共同利用施設の補助 対象要件等は、以下のとおりとする。
- ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備
 - (ア) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編
 - a 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、 制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産 糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備

b 排水処理等施設 沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備

c 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室(機械設備を集中的に管理運営するための建築物)及びその他必要な建築物の整備

- (イ) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄
 - a 補助対象となる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等は、国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産糖・国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た 対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されて いる場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受け た日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象経費から控 除する。また、補助対象経費には国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄後の 整地(舗装等を行っていない更地にする場合に限る。)に係る経費についても 含めることができるものとする。

b 製造施設等

(ア)のa及びcに掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費(ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。)

c 排水処理等施設

象としない。

- (ア)のbに掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費(当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。)
- d 廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填(a)補助対象は、b及びcに掲げる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第97号)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)の別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とし、耐用年数を超えている施設等は補助対
 - (b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において(a)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ① (a) 又は(b) の施設等(以下「対象施設等」という。) を取得した営業年度(当該廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場((2) において

「廃棄工場」という。)の営業年度又は事業年度等をいう。(2)において同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

- ② 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。
- ③ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)並びに(c)の①及び②の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (d) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(c)の①の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。
- イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は5の(2)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

(3) 本要綱別表1のIのメニュー欄の1の(2)のカの取組の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア 効率的乳業施設整備

(ア) 乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場(以下「新工場」という。)は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な(イ)に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産(以下「中古資産」という。)については、財務省令第3条に基づき、当該中古資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

- (イ) 効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等
 - a 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な 設備

b 上屋等

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟(室)(機械設備を集中的に 管理運営するための建築物)及びその他必要な建築物

c その他

機械器具整備及び上屋に係る設計費及び諸経費

(ウ) 効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

- a 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄(新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含む。以下、アにおいて同じ。)を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。
 - (a) 県域を越えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準(当該再編により新増設する乳業工場の所在する地域ブロックの乳業工場(生乳処理量が日量2t以上のものに限る。)の1工場当たりの平均生乳処理量(t/日))を超える新工場を整備する場合
 - (b) 事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場(以下「学乳2割工場」という。)が2つ含まれ、又は学乳2割工場1つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上の乳業工場(以下「学乳3割工場」という。)1つが含まれる場合
- b aにより大手乳業者が廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものを1以上含むものとし、乳製品製造施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。
- c 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として行うものとする。

(エ) 新工場の条件

- a 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。
- b 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量(直近の過去3年の平均値。以下同じ。)の合計数量(以下「廃止工場合計数量」という。)を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。
- c 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合(牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。)であって、当該新工場の施設又は設備の設置に当たり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分できないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。
- d 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は、補助対象外とする。
- e 新工場の衛生管理手法は、原則として、HACCP等認定を取得するものとする。

(オ) 乳業工場の生乳処理能力

(エ)のaにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機の能力(牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。)とし、乳製品製造施設にあっては以下に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。

- a バター製造機及びスプレードライヤー(練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。)にあっては、同設備の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数(12.34、6.48))及びそれぞれに10時間又は20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量の合計とする。
- b チーズの製造設備にあっては、同設備における過去3年の平均製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数(12.65)又は5年後の計画製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とする。
- c 練乳の専用製造設備にあっては、その濃縮機の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(2.66)及び20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量とする。

(カ) 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。 ただし、第1の6の(1)のウの廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

- (キ) 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等
 - a 乳業工場の廃棄
 - (a) 補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる①及び②に該当する乳業工場とする。
 - ① 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、事業実施主体が作成に参画した再編合理化計画において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。
 - ② 廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半を再編合理化計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。
 - (b) 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地にする場合に限る。)に係る経費についても含めることができるものとする。
 - b 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填
 - (a)補助対象は、(イ)に掲げる乳業工場の設備(取得年月が明らかであって、 その取得価額が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該設備に ついて、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の 当該設備の残余財産相当額とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としな い。
 - (b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において(a)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
 - (c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ① (a) 又は(b) の設備(以下「対象設備」という。)を取得した営業年度 (当該廃棄に係る乳業工場(以下、アにおいて「廃棄工場」という。)の営業年 度又は事業年度等をいう。以下、アにおいて同じ。)における当該対象設備の 減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首

にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

② 廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

 $\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$

α:減価償却額

β:廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

- γ:廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の 月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)
- ③ 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。
- ④ 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出に係る 部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それ ぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該 対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財 産相当額については、補助対象とはしない。
- ⑤ 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)及び(c)の①から④までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (d)対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。

(ク) 交付金要望額の上限

- a 第1の6の(1)のア及びイの事業に係る交付金の要望額の合計は、1事業実施 計画当たり18億円を上限とする。
- b 第1の6の(1)のウの事業に係る交付金の要望額は、1事業実施計画当たり6 千万円を上限とする。ただし、県域を越えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編 にあっては、7千万円を上限とする。

イ 集送乳合理化推進整備

(ア) 大型貯乳施設等の整備

a 補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第3条に基づき、当該資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象 外とする。

- b 整備する大型貯乳施設等の整備は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を 行う場合にあっては1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとす る。
- c 整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等

であること。

- d 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- e 整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

(イ) 貯乳施設等の廃棄

- a 補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年 度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施 設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。
- b 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、 整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移 設に係る経費も補助対象とすることができる。

ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

- c 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地に限る。)に係る経費を含めることができるものとする。
- (ウ) 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

アの(キ)のbの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法」は「施設にあっては定額法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号イ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号イに規定する定額法をいう。)により、設備にあっては定率法」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と読み替えるものとする。

(エ)整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係 大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとす る。

ウ 需給調整拠点施設整備

- (ア)補助対象となる需給調整拠点施設等は、第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる施設等とする。
- (イ) 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による 一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることに鑑み、処理対象生乳が複数の 都道府県の区域で生産される生乳であること。

ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

(ウ)補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品(畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第5条第1項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。)の製造施設又は設備であること。(ただし、生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するための施設又は設備はこの限りではない。)

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を 製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩 和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も 補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備(以下「飲用乳処理施設等」という。)については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理

施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができる。

- 6 再編利用計画及び再編合理化計画の基本的考え方
 - (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組
 - ア 再編利用計画の趣旨

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産に取り組む地域や担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用)により作成し、再編利用計画の計画期間は事業実施年度から3年間とする。

- エ 再編利用計画の承認等
- (ア)計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画 の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ)計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号(穀類 乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用)により作成の上、翌年 度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組
 - ア 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益農業従事者若しくは 新たな受益農業従事者等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の 取組用)により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

- (ア)計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)により提出された再編利用計画について、取組の計画の 内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ)計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組用)により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (3)農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組
 - ア 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用)により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

- エ 再編利用計画の承認等
- (ア) 再編利用計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出 するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画 の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用)により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 食肉等流通体制再編整備の取組
 - ア 再編合理化計画の趣旨

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の食肉等流通処理施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制の構築や衛生的で高度な処理体制の構築等を旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画作成主体は、以下に掲げるいずれかとする。

- (ア)事業実施主体(単独又は事業実施主体と再編対象施設の受益農業従事者若しくは 新たな受益農業従事者等と共同で策定)
- (イ) 事業実施主体、都道府県、再編対象施設の受益農業従事者及び新たな受益農業従

事者等により構成される協議会

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式8号(食肉等流通体制再編整備の取組用)により作成するものとし、再編合理化計画の計画期間は3年間とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を、都道府県知事 に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号(食肉等流通体制再編整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組
 - ア 再編合理化計画の趣旨

さとうきび、てん菜、でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は市町村、農業者の組織する団体、公社)、 食品事業者(国内産糖又は国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限 る。)、事業協同組合連合会又は事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の 策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。 なお、第1の5の(2)を実施する際においても、上記関係機関による十分な連携 の元で実施するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式8号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の 推進用)により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画策定主体は、ウより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の推進用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 乳業再編等整備の取組

ア 再編合理化施計画の趣旨

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、貯乳施設の集約化や乳業の再編・合理化を実施することにより、生乳流通コストの低減や乳業の効率化を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画の作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体、公社)、乳業者、事業協同組合、事業協同組合連合会等と共同で作成するものとする。この場合において、事業実施主体は、関係各所と十分な調整・協議を行うものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は、別紙様式第8号(乳業再編等整備の取組用)により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から6年度以内とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画の作成主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事 に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号(乳業再編等整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

Ⅲ 食品流通の合理化

Ⅲ-1 卸売市場施設整備の推進

第1 取組の概要

中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。)第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)及び地方卸売市場(市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画(以下「認定計画」という。)に従って実施する施設の改良、造成又は取得(以下「整備」という。)であって、以下の取組に該当するものに対し支援。

- 1 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- 2 物流効率化に向けた施設整備の取組
- 3 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組 卸売市場統合・連携を促進するもののうち、以下に掲げるもの
- (1) 他の卸売市場との統合に係る施設の整備
- (2) 他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備
- (3) 産地・実需者との連携に係る施設の整備
- 4 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- 5 卸売市場防災対応施設整備の取組
- (1) 既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害 発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策の整備
- (2) 重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議(平成30年9月21日)を受けて、重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場(以下「緊急点検卸売市場」という。)が作成する事業継続計画(BCP)等に即して実施する非常用電源の整備
- (3) 緊急点検卸売市場が実施する国土強靭化に資する防災・減災のための整備

第2 採択要件に関する留意事項

本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

- 1 実施方法及び施設に関する共通基準
- (1) PFI事業の活用

地方公共団体が事業実施主体となる中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてPFI事業の活用を図るものとする。

ア 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。

イ 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

(2) 施設の衛生管理

食品衛生法 (昭和22年法律第233号)、と畜場法 (昭和28年法律第114号) その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

- 2 事業実施に関する共通事項
- (1)整備の方針

市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即した施設の整備に努めるものとする。

(2) 施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

(3) 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

交付対象施設	管理高度化施設整備のI 	交 付 率	
	中央卸	売市場	地方卸売市場
	品質・衛生管理の高度化に	品質・衛生管理の高度化に	品質・衛生管理の高度化に
	資する中央卸売市場の施	資する中央卸売市場の施	資する地方卸売市場の施
	設の整備に要する経費の	設の整備に要する経費の	設の整備に要する経費
	うち以下に係るもの	うち左記以外に要する経	
	(1)新たに設置する卸売	費	
	市場において実施す		
	る施設の整備に要す		
	る経費 (移転再整備を		
	含む。)		
	(2)既に設置している卸		
	売市場において実施		
	する施設の整備であ		
	って、次に掲げるすべ		
	ての条件に該当する		
	もの(以下「大規模整		
	備」という。)に要する		
	経費		
	ア 売場施設等を主体とし		
	た整備であること。		
	イ 当該整備によって売場		
	施設等の機能が向上する		
	部分の建築延べ面積(売		
	場施設等が2階部分以上		
	にわたるものであるとき		
	は、当該2階部分以上に		
	ついての延べ床面積を加		
	えるものとする。) が、当		
	該整備を着手した日の属		
	する年度の前年度末にお		
	ける売場施設等の建築延		
	べ面積の2分の1以上又は		
	20,000平方メートル以上		
	に相当するものとなるも		
	のであること。		
	ウ 当該整備を着手した日		
	の属する年度以降、事業		
	実施計画に即した事業内		
	容につき継続的に実施す		
	るものであること。		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内

貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付	1/3以内	-	1/3以内 ※
加施設			
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

- (注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。
- ※ 地方卸売市場の新設に限る。

イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率			
	中央卸	地方卸売市場		
	物流効率化に資する中央	物流効率化に資する中央	物流効率化に資する地方	
	卸売市場の施設の整備に	卸売市場の施設の整備に	卸売市場の施設の整備に	
	要する経費のうち以下に	要する経費のうち左記以	要する経費	
	係るもの	外に要する経費		
	(1)新たに設置する卸売			
	市場において実施する			
	施設の整備に要する経			
	費(移転再整備を含			
	t.)			
	(2)大規模整備に要する			
	経費			
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※	
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_	
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※	
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内	
総合食品センター機能付 加施設	1/3以内	-	1/3以内 ※	

附帯施設	1/3以内	-	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

- (注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、 その他の施設も本取組による交付の対象とする。
- ※ 地方卸売市場の新設に限る。

ウ 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

(ア) 他の卸売市場との統合に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	他の卸売市場との統合を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市
貯蔵・保管施設	場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
駐車施設	1/3以内
構内舗装	
搬送施設	
衛生施設	
食肉関連施設	
情報処理施設	
市場管理センター	
防災施設	
加工処理高度化施設	
選果・選別施設	
総合食品センター機能付加施	
設	
附帯施設	
上記施設の施設内容に準ずる	
施設	

(イ) 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市
	場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費
	1/3以内

(ウ) 産地・実需者との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設	産地・実需者との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場
貯蔵・保管施設	の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費
構内舗装	1/3以内
搬送施設	
衛生施設	
食肉関連施設	
情報処理施設	
防災施設	
加工処理高度化施設	
選果・選別施設	
上記施設の施設内容に準ずる	
施設	

エ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率				
	輸出促進に資する中央卸	輸出促進に資する中央卸	輸出促進に資する地方卸		
	売市場の施設の整備に要	売市場の施設の整備に要	売市場の施設の整備に要		
	する経費のうち以下に係	する経費のうち左記以外	する経費		
	るもの	に要する経費			
	(1)新たに設置する卸売				
	市場において実施する				
	施設の整備に要する経				
	費(移転再整備を含				
	t.)				
	(2)大規模整備に要する				
	経費				
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※		
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内		
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	_		
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※		
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内		
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内		
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※		
加施設					
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※		
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内		
ずる施設					

[※] 地方卸売市場の新設に限る。

オ 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設			交付率		
	中央卸売市場又は	中央卸売市場又は	緊急点検卸売市場	緊急点検卸売市場が	実施する国土強靭化
	地方卸売市場が実	地方卸売市場が実	が実施する非常用	に資する防災・減災の	のための整備に要する
	施する既存卸売市	施する防災対応に	電源の整備に要す	経費のうち以下に係る	るもの
	場施設の耐震補強	要する経費	る経費	(1)移転再整備に	要する経費
	に要する経費			(2) 大規模整備に	要する経費
				中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
構内舗装	_	_	_	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	_

情報処理施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	_	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	_	4/10以内	1/3以内
総合食品センター機	1/3以内	-	_	1/3以内	1/3以内
能付加施設					
附帯施設	1/3以内	_	_	1/3以内	1/3以内
上記施設の施設内容	1/3以内	_	_	1/3以内	1/3以内
に準ずる施設					

(4) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

	他設の施設内容は次のとおりとする。
交付対象施設	施設内容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等
	を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有
	する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、
	搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理セン
	ター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品セ
	ンター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的
	な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施
	設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、
	防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター
	機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う
	舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設(場内物流効率化システム(自動荷
	捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設)を
	含む。)及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイク
	ル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理について
	の機能強化に資する施設
食肉関連施設	(6) に定める施設であってと畜場法第4条第1項の規定により都
	道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食
	肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理	(6)のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並
強化施設	びに同アからケのうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の
	焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝
	肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内
	臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通
	信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入
	荷量等表示設備
うち交付の対象	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量
外のもの	等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機
THE WORLD	能強化に資する施設

	ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化
	に対応していること
	イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示
	・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること
	ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システ
F	ム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象	保健医療関係以外の福利厚生施設
外のもの	
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、
	スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電
	源等防災機能に資するための施設(卸売市場防災対応施設整備により
	卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に
	限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に
	対応するための補強等(老朽化した施設の壁面補強も含む。)、災害
	等に起因して発生する二次災害 (火災等) に対応するための整備及び
	前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。)
加工処理高度化施	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによっ
設	て小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を
	図るために必要な施設
総合食品センター	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸
機能付加施設	売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能
	及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとな
	る関連事業施設
附带施設	他の施設(売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施
	設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加
	工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設
	又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体整備する電気通信設
	備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備(電気通信設備、給排水設
	備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を
	含む。)
上記施設の施設内	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であ
容に準ずる施設	って、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認
	める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

(5) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。 ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施 設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛 生施設、食肉関連施設(中央卸売市場に限る。)、情報処理施設、防災施設及び附帯施設に ついては、個々に積算することができるものとする。

施設区分		構造	上限建築単価						
			一般地域	一般地域 多雪地域					
			円/m²	円/m²	円/m²				
売場旅	色設	鉄骨構造(平屋)	113,000	124, 000	124, 000				

貯蔵·保管施設(倉庫	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145, 000
施設)	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125, 000	125,000	138, 000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	202, 000	202, 000	223, 000
市場管理センター				
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付				
加施設				
上記施設の施設内容				
に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵	鉄骨構造	159, 000	174, 000	174, 000
庫施設)	鉄筋コンクリート構造	189, 000	189, 000	208, 000

- (注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、 一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。
 - 2 上限建築単価には、消費税を含む。

(6)食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

ア 係留所

- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- 才 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(7) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物(以下「衛生施設等」という。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設(立体駐車場及び地下駐車場)、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積(2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較し、その面積が最大の施設とする。

(8) 大規模整備

- ア 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、 附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- イ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及び第3の2(8)のアに規定する施設である理由を記載すること。
- (9) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、か

- つ、認定計画に従って事業を実施するものであること。
- イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の 確保が見込まれること。
- ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
- エ 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の増加 に資する施設の整備を実施するものであること。
- オ 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。
 - (ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
 - (イ)集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。
- (ウ) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
- (エ)整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- カ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあって は、次に掲げる要件に合致するものであること。
- (ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- (イ)集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。
- (ウ) 整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。
- キ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

- (10) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 施設の整備が、基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を 有するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物 流効率化、卸売市場統合・連携促進、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を 伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるため の修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、事業実 施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴 うものであることを明確にすること。
 - イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
 - ウ 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料 品等を供給できるよう、事業継続計画(BCP)等の策定に取り組むこと。
 - エ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
 - オ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
 - カ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。
 - キ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費(事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。)を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。
- (11) 施設の取得
 - ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。 イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- (12) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

- イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものと する。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(13) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、 円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。 なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、 国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(14) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(15) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照 らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で 構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合 又は協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)
- d c に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (c に掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

イ 事業の要件

中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HA CCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。

(2) 物流効率化に向けた施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流

の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

イ 事業の要件

中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。

- (3) 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組
 - ア 他の卸売市場との統合に係る取組
 - (ア) 事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること

イ 他の卸売市場との連携に係る取組

(ア) 事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

(イ) 事業の要件

- a 事業協同組合等が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること
- b 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画して いる又は参画することが確実と見込まれること
- ウ 産地・実需者との連携に係る取組
- (ア) 事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a から e までに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により産地・ 実需者との連携が図られるものとして、地方農政局等が特に適当と認める者をいう。)

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- c 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画して いる又は参画することが確実と見込まれること
- (4)輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d c に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場 を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者

をいう。)

イ 事業の要件

- a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- c 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること
- d 別紙様式7号により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること
- e GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) 会員であること
- (5) 卸売市場防災対応施設整備の取組
 - ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組
 - (ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと
- b 中央卸売市場又は地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること
- c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断(Is<0.6又はIw<1.0)された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断(Is≥0.6又はIw≥1.0)される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること
- d 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮 食料品等を供給できるよう、事業継続計画(BCP)等を策定していること又は策定 することが確実と認められること。

イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備(非常用電源の整備は除く)であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備(非常用照明装置等)を交付対象とすることができることとする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低 限度のものとする。

b 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮 食料品等を供給できるよう、事業継続計画(BCP)等を策定していること又は策定 することが確実と認められること

ウ 非常用電源の整備の取組

(ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者

- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 流通業者
- g 特認団体 (a~fに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防 災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(イ) 事業の要件

中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備、かつ、事業継続計画(BCP)等に即して実施する非常用電源の整備であり、生鮮食料品等の安定供給に資するものであること。

エ 国土強靭化に資する防災・減災のための整備の取組

(ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(cに掲げる法人を除く。)
- e PFI選定事業者
- f 特認団体 (a~eに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災 ・減災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の移転再整備又は 大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。
- b 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靭化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法(平成25年法律第95号)第13条に基づく計画をいう。)に、当該事業が位置づけられていること。
- c 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮 食料品等を供給できるよう、事業継続計画(BCP)等を策定していること又は策定 することが確実と認められること。
- d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を 供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。

Ⅲ-2 共同物流拠点施設整備の推進

第1 取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

第2 採択要件に関する留意事項

本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

- 1 事業の要件
- (1) 認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等(以下「取扱品目」という。)を分荷し配送するための施設とすること。
- (2) 取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、 当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。
- (3) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質 劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けら れていること。
- 2 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 第3セクター
- (3) 事業協同組合等
- (4) (3) に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人((3) に掲げる法人を除く。)
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (6) 流通業者(中央卸売市場の開設者又は地方卸売市場の開設者の許可等を受けて卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。)
- 3 実施方法及び施設に関する基準
- (1) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。
 - ア 認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。
 - イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
 - ウ 原則として、耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
 - エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
 - オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている 単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (2) 食品衛生法及びと畜場法その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うことができる施設とすること。
- (3) 施設の取得
 - ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない 場合とする。
 - イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- (4) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものと する。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(5) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、 円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。 なお、事業実施主体は、本要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、 国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出する ものとする。

(6) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知 事の承認を受けるものとする。

(7) 指導及び監督

都道府県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び 監督を行うものとする。

(8) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設(荷捌き場施設に限る。)、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅢ-1の第3の2の(5)に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1/3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はIII-1の第3の2の(4)に準じることとする。

なお、卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者が共同物流拠点施設の整備を実施する場合は、共同物流拠点としての業務に支障を与えない範囲で当該施設を卸売及び仲卸に関する業務への活用に努めるものとする。

4 その他

III-1の第3の1並びに2の(7)、(9)、(10)及び(14)については、共同物流拠点施設において準用する。

別紙様式6号(別記1のⅡ-1の第2の1の(7)及びⅡ-2の第2の1の(8)関係)

○○県(都道府)知事 殿

事業実施主体名 代表者氏名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標		における成果目標の達成率及び 未達成となった理由等	目標達成に向けた 取組
	達成率	未達成となった理由等	4X/III

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

			事業	実施後の	状況	改善計画					
整備事業	指標	目標	計画策定時	1年目	2年目	3年目	改善計 画策定	1年目	2年目	改善目標	
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	
基盤整備	作付面積等(ha)										
(注1)	作付率等(%)										
施設整備	利用量(t、kg等)										
(注2)	利用率 (%)										
	収支差 (千円)										
	収支率(%)										
	累積赤字 (千円)										

- (注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び 「飼料基盤条件整備」のことをいう。
 - 2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
 - 3 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 4 収支率は、収入/支出×100とする。
 - 5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 - 6 地域提案にあっては、基盤整備又は施設整備のいずれかに準じて記入すること。

(別紙様式7号)

(加州水丸/石)																			
	〇〇年度	強い農業	・担い手づ	くり総合支持	援交付金	輸出拡大記	十画 〔施討	设名:	(事	業実施主体	ī:)]								
(1) 輸出の拡大に	向けた戦略	(推進体制	:		(事務局:))													
(2)概要																			
主な輸出品目	想定国内	想定される 国内産地 主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記				上な輸出先	出先国 代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。												
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組			l						輸出先国 への対応 (例:HAC		生基準等								
(3) 課題と対処方領	針について								•										
項目		課題									対 処 方 針								
(4) 輸出目標につ	いて																(単位:トン	⁄、百万円	
	うち輸出分							うち輸出分							うち輸出分				
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割る	
〇〇年度(現状)																			
〇〇年度(日堙)		1			1	1			1	1				1	1			1	

- (注) 1 本様式は、要綱第4の1に定める実施計画書と併せて提出すること。
 - 2「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
 - 3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(1)関係(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用))

再編利用計画書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	∇∇市	事業費	総事業費〇〇千円 うち国費(〇〇千円)	* * * * · · · · · · · · · · · · · · · ·	〇〇年〇月~ 〇〇年〇月
主な整備内容	△△CE:乾燥機(○t×○基)、色彩選別機(○t/h×○基)、貯蔵サイロ(○t×○基)等、具体的に記載する。				

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

对多印日 友规	.)					
			現状値及	び目標値		
		計画策定時	事業実施年 (〇〇年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

			現状値及	び目標値		
		計画策定時	事業実施年 (OO年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

			現状値及	 び目標値		, m
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

				 び目標値		
		計画策定時	事業実施年	1年後	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:その他品目)

	<u> </u>					
			現状値及	.び目標値		,us -s-
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針
- 例):JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の 高度化を図る。
- 高度化を図る。 例): 大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応 するため、調製ラインの増設を行う。

(2)穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

二/秋炽和朱祁表	貯蔵施設等の理	兄祆			
区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現行の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
•••					

(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編後(事業実施2年後)の目標

区分	取扱数量(t)	<u>计编译文字系列题</u> 仕様	利用率(%)	利用料金(円)	再編後の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				

注:(2)及び(3)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4 再編利用のための事業計画

(1)複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

$\frac{1231}{12}$	十寺/1〜液る丹禰笠浦計画						
穀類乾燥調製	事業内容						
貯蔵施設等	事業実施年 (〇〇年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考			
CE〇号機等	例) 色彩選別機等を導入し高度化	-	-				
CE●号機等	例) 大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	_				
RC△号機等	-	例)一次乾燥施設として再整備し、CEO号の サテライト化	-				
個人乾燥機等	-	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止				

注:事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

(2)事業実施年度における具体的な事業内容

<u> </u>	1987 単発性のタチネリロ		
穀類乾燥調製 貯蔵施設等	事業内容	事業費	備考
CEO号機等	例) 色彩選別機等を導入し高度化、3年後に担い手集団へ運営移譲を予定	色彩選別機等:〇百万円	
CE●号機等	例) 大豆乾燥調製のために施設を汎用化	大豆乾燥調製施設:〇千万円	

注:事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合い、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

5 担い手への配慮

例)	戦略作物を増産するためには	、担い手集団を施設利用者に組み、	入れる必要があるため、以下の。	らな取組を行う。

- 1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
- 2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
- 3. ...
- 4. ...

6	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(2)関係(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜・果樹、花き)の取組用))

再編利用計画書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	OO年O月~ OO年O月

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:

家品日:			現状値及び目標値				
		現状 (OO年)	実施年	1年後 (OO年度)	2年後 (OO年度)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

(対<u>象品目:</u>)

家品日:			琈	見状値及び目標	値		備考
		現状 (OO年)	実施年	1年後 (OO年度)	2年後 (OO年度)		
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

(対象品目:)

			現状値及び目標値			1111.	
		現状 (OO年)	実施年 (OO年)	1年後 (OO年度)	2年後 (OO年度)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

- 3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1)集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針(再編による流通コストの低減の考え方を具体的に記載すること)
- 例):トマトの選果を1カ所に集約し、施設の利用率を向上させ、利用料金を下げることで選果コストの低減を図るとともに、最新の光センサー選 果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。
- 例): 立地のよいA選果場の取扱品目を増加させ、産地の集荷を集約することで、集荷賃を下げて流通コストを低減するとともに、統一ブランドの確立により有利販売を達成する。また、これに伴い廃止する選果場を直売所にすることで、販売額の増加を図る。

(2)集出荷貯蔵施設等の事業実施現状

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト OOt	OOt (OOt)	O% (O%)	O円/kg	0月~0月	
〇〇選末場	人参 OOt	OOt (OOt)	○% (○%)	O円/kg	〇月~〇月	
●●選果場	メロン OOt	OOt (OOt)	○% (○%)	O円/kg	〇月~〇月	
△△選果場	トマト OOt	OOt (OOt)	○% (○%)	O円/kg	〇月~〇月	
選果場計	OOt	OOt (OOt)	○% (○%)		〇月~〇月	
個選(口地区)	トマト	OOt			〇月~〇月	

[※]処理量及び利用率は上段に直近年、下段()内に5年前の数値をそれぞれ記入する。

(3)集出荷貯蔵施設等の再編後(2年後)の月標

_		スサット 一門 次 (4 一) 次 / り / し	<u>ココホ</u>				
	区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等
	〇〇選果場	⊦∡⊦ 00t	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
	●●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
	●●送禾物	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
	選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月	

4 再編利用のための事業計画

1 1 1/m 1 1/11 02 / CO	サ州が用のための手术計画						
集出荷貯蔵施	事業内容				# + / \		
設等	事業実施年 (OO年)	1年後 (OO年)	2年後 (OO年)	補助事業の内容等	備考(必要な手続き等)		
〇〇選果場	例)処理能力の高いトマト選果機を 再整備	-	ı	(○○年度)選果機:○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定		
●●選果場	例)メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、〇〇選果場の人参選果機能を移動	例)新品目の導入や た栽培技術の均一化	選果データを活用し この取組等を実施	(〇〇年度)〇〇対応光センサー選果機 等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定		
△△選果場	_	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予 定		

注:事業実施年度のみ取組を実施する計画は不可とする。

5	その他(都道府県	倶知事が計画σ)審査等を行うに	こ当たって必要とす	~る項目)
---	----------	---------	----------	-----------	-------

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(3)関係(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用))

再編利用計画書

事業実施主体名 ○○茶生産組合、□□茶生産組合	計 都道府県名·市町村名 ●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区
-------------------------	---------------------	-----	-----------

1 茶生産・加工の現状及び成果目標(現状、実施年、2年後)

			現状値及び目標値		
		現状 (〇〇年)	実施年 (〇〇年)	2年後 (〇〇年)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

- 2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況
- (1)本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
 - 例):〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設について、施設の有効利用を図る観点から、荒茶加工機の一部だけを更新し、施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。
 - 例): △△地域内の荒茶加工施設〇箇所を品種毎に加工する等役割分担を図るため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を補修 するとともに、□□茶生産組合が所有する荒茶加工施設を改修し、施設の効率化を図る。
 - 例): △△地域内にある複数の荒茶加工施設を1箇所に集約するため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を改修し、施設利用の 高度化を図る。
 - 例): △△茶生産組合が所有する仕上茶加工施設について、乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、△△地域内の荒茶加工 施設からの原料調達を拡大することによって、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組み、△△地域の産地ブランドカを高める。
- (2)本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	現状の施設における課題等
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)			
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)			
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)			
•••			
•••			

(3)本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	再編利用後に期待される効果等							
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)										
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)										
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)										

3	再編利	用のた	かの か	事業:	計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
荒茶加工施設 (OO茶生産組合)	例) 蒸機、粗揉機等を更新し、既存施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に 取り組む。	〇〇年度	蒸機、粗揉機等:〇百万円	
仕上茶加工施設 (口口茶生産組合)	例) 乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、消費者ニーズに即した 仕上加工に取り組む。	〇〇年度	乾燥機、選別火入れライン: 〇百万円	

4	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※ 参考資料として当該地域の地図を添付すること。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(4)関係(食肉等流通体制再編整備の取組用))

再編合理化計画書

1 基本情報

事業実施主体名	都道府県名	市町村名	
施設の種類	畜種	事業年月	〇〇年〇月~ 〇〇年度〇月

2 食肉等流通処理施設の現状及び目標

(1)本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

例 〇〇市内にある2箇所の処理施設を1箇所に集約するため、〇〇組合が所有する処理施設を廃止し、〇〇農協が所有す る処理施設に機能を集約することで、再編合理化を図る。

(2)本計画の対象となる施設の現状(現状 〇〇年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化の方針
計		- ** O			_	

注1 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間稼働日数を記載すること。 家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。 注2 再編合理化の方針の欄には、当該施設の廃止、他施設との統合など、具体的な方針を記載すること。

(3)本計画の対象となる施設の再編合理化後の目標(目標 〇〇年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	期待される効果等
計						

注)処理重量、処理能力、処理コスト及び利用日数の考え方は、(2)と同様。

3 再編合理化のための事業計画

	20707				
施設名	事業名	事業内容	実施予定年度	予定事業費	備考
				千円	
				千円	
				千円	_
計				千円	

4	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

^{※1} 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。 ※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

再編合理化計画

事業実施主体名 都道府県名•市町村名		地区名	
--------------------	--	-----	--

- 1. 国内産糖工場の現状及び目標
- (1)本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針
- |例):△△地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産糖工場の生産コストを低減させる。
- 例):△△地域内にある複数の国内産糖工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

(2)本計画の対象となる地域の現状 (現状 〇〇年度)

(乙/不可回切)	(2)本計画の対象となる地域の現代(現代)の中長)									
事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積	収穫量(原料処理量)	操業率	製造コスト	施設における課題等			
尹未日右 		(トン/日)	(ha)	(トン)	(%)	(円/製品トン)				
〇〇株式会社	〇〇工場						例)近年、生産者の高齢化に よる作業効率の減少に伴い、 操業率が低下傾向。			
△△株式会社	ムムエ場									
□□株式会社	□□工場									
計(〇工場)										

(3)本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 (目標 〇〇年度)

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積	収穫量(原料処理量)	操業率	製造コスト	再編合理化後の集荷計画		
尹未行石	上 物 句	(トン/日)	(ha)	(トン)	(%)	(円/製品トン)			
〇〇株式会社	〇〇工場								
□□株式会社	□□工場								
計(〇工場)									

2. 再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

事業者名	工場名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
△△株式会社	△△工場				

3	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目))

及び各工場の損益が分かる資料を添付すること。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(5)関係(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用))

再編合理化計画

基本情報

_						
	事業実施主体名	〇〇〇〇工場	都道府県名•市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区

- 1 国内産いもでん粉工場の現状及び目標
- (1)本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例): △△地域内の〇箇所の国内産いもでん粉工場について、品種毎に加工する等の役割分担を図るため、〇〇〇〇が所有する既存の国内産いもでん粉工場を廃棄し〇箇所に再編統合する。また、地区内の集荷体制の見 直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産いもでん粉の生産コストを低減させる。

例):△△地域内にある複数の国内産いもでん粉工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止し、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

(2)本計画の対象となる地域の現状 (現状 〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	施設における課題等
〇〇工場(〇〇生産組合)						例)近年、生産者の高齢化による集荷量の減少に伴い、操業率が低下傾 向。
△△△△ (△△株式会社)						例)生産者の高齢化による離農から、約定を締結する生産者が減少。
□□□工場(□□組合)						
計(〇工場)						

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売	先	廃棄工場へ出荷され ²	ていた原料用いもの集荷計画
	冰竹木門里	が行及空配力		十四工注重	1.0/%/5		ル朱工物・田内で	
〇工場 〇〇生産組合)								
リリュ 生産担合)								
□□工場								
□□組合)								
計								
(〇工場)								
の他期待される	 効果等	l l		L				
短合理ルのキーメタ	の事業計画							
		\$ 巾 宓						
業実施年度にお	の事業計画 3ける具体的な事業 				☆ ★/⋜☆ 〉 左⊄	市 米 肆		/#. #*
		美内容 事業	内容		実施(予定)年度	事業費	ł	備考
業実施年度にお 施設名			内容			事業費	3	備考
業実施年度にお 施設名 ムムム			内容		実施(予定)年度	事業費	3	備考
業実施年度にお 施設名 ムムム			内容			事業費	ł	備考
業実施年度にお 施設名			内容			事業費	Ì	備考
業実施年度にお 施設名			内容			事業費	3	備考
事業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ			内容			事業費	ì	備考
事業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ			内容			事業費	<u>}</u>	備考
業実施年度にお 施設名 ムムム			内容			事業費	<u>}</u>	備考
業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ ΔΔΔ株式会社)	ける具体的な事業	事業				事業費	3	備考
業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ ΔΔΔ株式会社)	ける具体的な事業)		事業費	·	備考
業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ ΔΔΔ株式会社)	ける具体的な事業	事業				事業費		備考
施設名 __\ __\ __\ _\ \ \ \ \ \ \ \ \	ける具体的な事業	事業				事業費	·	備考
業実施年度にお 施設名 ΔΔΔΔ ΔΔΔ株式会社)	ける具体的な事業	事業				事業費		備考
業実施年度にお 施設名 ΔΔΔ ΔΔ株式会社)	ける具体的な事業	事業				事業費	·	備考
実施年度にお 施設名 ΔΔΔ Δ株式会社)	知事が計画の審査	事業	必要とする項目))		事業費		備考

※ 参考資料として各工場の位直かわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(6)関係(乳業再編等整備の推進用))

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名 〇〇〇	新道府県名·市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
-------------	------------	--------	-----	------

1 現状及び目標

(1)本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例): △△地域内の〇箇所の乳業工場について、効率的な製造を図るため、〇〇〇〇が所有する既存の乳業工場を廃棄し〇箇所に再編統合する。また、地域内の集送乳体制の見直しを行い、各工場の稼働率の向上を図る ことで、乳業の生産コストを低減させる。

|例): △△地域内にある複数の乳業工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

例) △△地域内にある複数の貯乳施設を集約するため、○○施設を廃止し、○○施設を増設する。

(2)本計画の対象となる地域の現状 (現状 〇〇年度)

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	施設における課題等
〇〇工場 (〇〇生産組合)					例)近年、生乳生産量の減少に伴い、稼働率が低下傾向。
△△工場 (△△株式会社)					
□□□工場(□□組合)					
計(〇工場)					

		主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生	E乳の集何計画
1				
]容	実施(予定)年度	事業費	備考
		〇〇年度		
	画]な事業内容 事業内		事業内容 実施(予定)年度	本事業内容 実施(予定)年度 事業費 事業費 まで、

別紙様式9号(別記1のⅡ-2の第2の6関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長^{注2} 殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{注3}の提出状況の報告について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のII-2の第2の6の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{注3}の提出状況について報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式8号を添付すること。
 - 2 北海道にあっては農林水産省生産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局長宛てとすること。
 - 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(1)関係(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区			
市町村名	∇∇市	事業費	総事業費〇〇千 円 うち国費(〇〇千	事業年月	OO年O月~ OO年O月			
主な整備内容								

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

^ <u>] </u>	.7	-				
		現状値及び目標値				
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

		現状値及び目標値				ш.т.
		計画策定時 (〇〇年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

		現状値及び目標値				ш.т.
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

1 <u>22 HI HI - 71 / 47</u>		/				
		現状値及び目標値				
		計画策定時 (〇〇年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:その他品目)

198HI 1 . (•) (BHI II)		現状値及び目標値				
		計画策定時	事業実施年	1年後 (OO年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の達成状況を記載する。

- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針
- 例): JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の 高度化を図る。
- 例): 大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

(2) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の事業実施前の概況

<u>/ 寂類钇深記</u>	周製貯蔵施設等の事		<u> </u>		
区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	事業実施前の機能分担、課題等
CEO号機等	等				
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	术(新規需要米以 外)				
	その他品目				
CE●号機等	等				
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 外)				
	その他品目				
RC△号機等	等				
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆			\	
	新規需要米				
	术(新規需要米以 外)				
	その他品目				

(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現状の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 州)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以 外)			\ \	
	その他品目				

注:(2)及び(3)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4 再編利用のための事業計画

複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製	アースの子場正帰り口	備考		
貯蔵施設等 事業実施年		1年後	2年後	1佣 名
CE〇号機等	例) 色彩選別機等を導入し高度化	-	_	
CE●号機等	例) 大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	-	
RC△号機等	_	例)一次乾燥施設として再整備し、CEO 号のサテライト化	-	
個人乾燥機等	_	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	

注:事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

5	押し	ハ手へ	の配	盧

例) 戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。 1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。 2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。 3 4	
---	--

6	その他(都道府県知事が計画取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する 「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料と して添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(2)関係(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	OO年O月~ OO年O月

2 対象作物の状況

/共在		

.对 <u>家品目:</u>)						
	_		現状値及び目標値				
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

(対象品目:)

対象品目:			現状値及び目標値				
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数				_		

(対<u>象品目:</u>)

※加日:			現状値及び目標値					
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考	
〇〇地区	農家戸数(戸)							
	作付面積(a)							
	出荷量(t)							
	販売額(千円)							
	主な販売先							
	集出荷貯蔵施設数							
	農産物処理加工施設数							

- 3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1)集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例):トマトの選果を1カ所に集約し、選果コストの低減と有利販売を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

(2)集出荷貯蔵施設等の事業実施前の概況

. <u>~</u>	未山門別隊心	议寺の事未夫 他削の慨冽					
	区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
	〇〇選果場	⊦≺⊦ 00t	OOt	0%	O円/kg	○月~○月	
	〇〇运术物	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	○月~○月	
	●●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	○月~○月	
	△△選果場	トマト OOt	OOt	0%	O円/kg	○月~○月	
	選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月	
	個選(口地区)	トマト	OOt			○月~○月	

(3)集出荷貯蔵施設等の現状

/未田内引成心以子の先代								
区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等		
〇〇選果場	トマト OOt	OOt	0%	O円/kg	○月~○月			
●●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月			
●●送未场	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月			
選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月			

4 再編利用のための取組実績

行偏小//10/720/00 水恒入模							
集出荷貯蔵施	事業内容				# + / \		
設等	事業実施年 (OO年)	1年後 (OO年)	2年後 (OO年)	補助事業の内容等	備考(必要な手続き等) 		
1()(),# == =	例)処理能力の高いトマト選果機 を再整備	-	-	(〇〇年度)選果機:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定		
●●選果場		例)新品目の導入や選果データを活用した 栽培技術の均一化の取組等を実施		(〇〇年度)〇〇対応光センサー選果機 等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定		
△△選果場	_	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定		

注:1年後の報告の際は、2年後の欄には計画を記載する。

5	その他(都道府)	県知事が計画の	り審査等を行う	に当たって	こ必要とす	る項目)
---	----------	---------	---------	-------	-------	------

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(3)関係(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

事業実施主体名 ○○茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名•市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区
	1			

1 茶生産・加工の再編利用後の状況(計画策定時、現状、目標)

			現状値及び目標値		
		計画策定時 (〇〇年)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況 (1)本計画の対象となる施設の再編利用後の状況		

(2) 木計画の対象となる施設	の取扱数量 田	短利田洛の	出田华

		取扱数量(t)		販売額(千円)				
施設名	計画策定時 (〇〇年度)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	計画策定時 (〇〇年度)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	再編利用後の成果等	
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)								
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)								
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)								
•••								

3 再編利用における取組実績

再編利用計画期間中における具体的な取組実績

施設名 -		備考				
加設石	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1佣 <i>行</i>
荒茶加工施設 (○○茶生産組合)	例)蒸機、粗揉機等を 更新		例)ボイラー(乾燥機の付 帯設備)のみを新品に交 換	ı	1	
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)	-	ı	-	例) 萎凋機を増設	I	
	例) 乾燥機の更新、選 別火入れラインの増設	-	-	-	-	

4	その他(都道府県知事が取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目)

別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(4)関係(食肉等流通体制再編整備の取組用))

再編合理化計画の取組状況報告書

1	其太	情報
	42/47	· FI +IX

事業実施主体名	都道府県名	市町村名	
施設の種類	畜種	事業年月	〇〇年〇月~ 〇〇年〇月

2	食肉等流通処理施設の再編合理化後の状況
(1)本計画の対象となる施設の再編合理化後の状況

(2)再編合理化後の現状(〇〇年度)

- :		**************************************	10-47				
	施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化により発揮された効果等
	計						

注 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg

当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 家畜市場にあっては、処理数量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算

100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

3 再編合理化の取組実績

再編合理化計画に基づく具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
			千円	
			千円	
			千円	
計			千円	

4	その他(取組状況報告に必要な項目)

- ※1 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。
- ※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

再編合理化計画の取組状況報告書

事業実施	拖主体名		都道府県名	·市町村名		地区名	
国内産糖工場 <i>0</i>	D再編合理化後 <i>0</i>	D状況					
	象となる地域の再		犬況(○○年度)				
事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積	収穫量(原料処理量)	操業率	製造コスト	再編合理化後の集荷計画
		(トン/日)	(ha)		(%)		
〇〇株式会社	〇〇工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (〇工場)							
∄編合埋化により	リ発揮された効果	等					
							_
再編合理化にお	おける取組実績						
	期間中における	具体的な取組実	績				
事業者名	工場名	=	事業内容	実施年度	事	業費	備考
〇株式会社	〇〇工場			〇〇年度			
△ 株式会社	ムム工場						
その他(取組状	況報告に必要な	項日)					
	ル報 ロに必安な・	·					

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、及び各工場の損益がわかる資料を添付すること。

別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(5)関係(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用))

再編合理化計画の取組状況報告書

#	+	ιk±	土口
坴	本	门目	¥Ι

O工場 OO生産組合)	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
施設名 原料集荷量 原料処理能力 操業率 年間生産量 主な販売先 廃棄工場へ出荷されていた原料用 O工場 O工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
O工場 OO生産組合) □□工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
O工場 OO生産組合) □□工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
O工場 OO生産組合) □□工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
O工場 ○O生産組合) □□工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
O工場 ○O生産組合) □□工場	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
施設名 原料集荷量 原料処理能力 操業率 年間生産量 主な販売先 廃棄工場へ出荷されていた原料用 O工場 OO生産組合)	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
DO生産組合) □□工場	
□□工場 □□組合)	
計 (O工場)	
編合理化により発揮された効果等	

2	再編合理	化における	取組実績
_		101-0317 Q	

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇工場 (〇〇生産組合)		〇〇年度		
△△△△ (△△株式会社)				

3	その他(取組状況報告に必要な項目)

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

編合理化後の状況 計画の対象となる地	域の再編合理	化後の状況 (〇〇	年度)					
計画の対象となる地	!咳の再編合理位	化後の状況(〇〇	(年度) 					
								_
施設名 生	乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品	品目	廃勇	ミ工場へ出荷されていた生乳の集荷計画	
〇工場)〇生産組合)								
□□工場]□組合)								
計 (O工場)								
<u> </u>	された効果等							

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇工場(〇〇生産組合)		〇〇年度		
△△△△ (△△株式会社)				

3	その他(取組状況報告に必要な項目)

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式11号(別記1のⅡ-2の第2の6関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長^{注2} 殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{注3}の取組状況報告書の提出状況の報告について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のII-2の第2の6の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{注3}の取組状況報告書の提出状況について報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式10号を添付すること。
 - 2 北海道にあっては農林水産省生産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。
 - 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

青果物流通の合理化に向けた総点検

~青果物の持続的な生産に向けて~

目的

- ・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
- ・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・調製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。
- ・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した出荷規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実施していただくものです。

	【記載例】
1. 点検を行う品目	(例)にんじん

2. 現状の把握

2-① 現況の出荷規格

Ī	規格数	設定年	規格区分
	(例)18区分	(例)H27年9月より改正	(例)等級、重さ、長さや荷作り方法により区分

※規格表を添付すること

2-② 市場出荷 現況の出荷規格ごとの卸値と出荷量(卸値については年平均単価を記入)

								階級	(6	階級)	
			3L	2L	L	М	S	2S					
	A	kg単価											
	4	出荷量(t)											
	丸品	kg単価											
	∕ ∟□□	出荷量(t)											
	C	kg単価											
等級	等級	出荷量(t)											
(3等級)		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)] -				-			_ _	_

- ※出荷規格が複数ある場合(契約取引除く)は、主に使用しているものを記入
- ※決算済の直近年の実績を記載

- 2-③ 現況の出荷関連作業の内容と労働力
- ※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)が対象
- ※平均的な規模の生産者を目安として記載すること
- ◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)
- 口出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている
- □出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
- □その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例)高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模: Oa

収穫作業: 年〇日程度のピーク時は、〇人で対応(うち雇用△人)

1人1日あたり収穫に係る労働時間:〇時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別~出荷作業の内容と労働力

<u>▼ (2,7)</u>	▼医別で山内下来の内存と万割刀				
	作業内容	労働力			
生産者	(例1)個選のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 (例2)集落の生産者団体で共選のため、予備選別のみ行い集荷場へ持ち込む。	(例)生産規模: Oa(H29実績) 作業人数: O名/日(ピーク時)うち雇 用△名 作業時間: O時間/人・日(ピーク時) ※収穫と選別を一体的に行っており不 可分な場合は、こちらにまとめて記載すること			
選果場(生産者団体で行うものも含む)	(例)選別以降の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・ 包装・箱詰めは手作業。	(例)取扱量: Ot(H29実績) 作業人数: O名/日(ピーク時) 作業時間: のべ〇時間(稼働日数〇日)			

2-4 現況の出荷資材

・出荷に利用する資材

(例1)全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。

(例2)大半(約98%程度)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・出荷に係る費用(流通コスト)

(例)15~20

(幅を持たせても可) 円/kg

※決算済の直近年の実績を記載。

2-5 契約取引等の実施の効果

項目	内。容
契約取引の 出荷量・割合	出荷量: 割 合:
	(例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりど の社向けであっても同じで、1種類である。
市場の出荷規格 との違い	(例)A品の2L〜Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。
市場の出荷形態と流 通コストとの違い	(例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円の コスト削減となっている。
直接取引と市場出荷 の作業内容の違い	(例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)〇〇向けのものは、〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大幅な労働 時間の短縮につながっている。

3. 現状の検証

3-① 現在の実需者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

項 目	内 容
現行規格となっている背景	(例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。
市場・実需者から聞いている 現在のニーズ	(例)・当産地のものを市場を通じて購入している主な実需者からは、○○の規格については○○のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではと聞いている。
販売実績(単価・出荷量)	(例)・S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2S それぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。
現在のニーズと出荷規格の 整合性	(例)・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、○○等級についてここまでの細分化が本当に必要なのか疑問がある。

3-② 将来の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

将来的な 労働力の見通し (例)地域の農業従事者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさ らに困難になる見通し。

作業内容	労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性
収 穫	(例) 出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一斉に機械で収穫することも考える必要がある。
選 別	(例) 生産において最も作業時間を要している作業内容と思われる。個人選果で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選果場を整備しても、規格数を統合しラインを少なくする等、少人数での作業を可能にした形としたい。
調製	(例)個人で下端処理や根切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングに ついても相談したい。
袋詰め (包装)	(例)袋詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を 検討したい。
出荷	(例) 規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが満載でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。
その他	

3-3 流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

項目	見直しの可能性		
資材に関する点	(例) 規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを用意する必要がある。		
輸送効率に関する点	(例)規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は満杯に 乗らず積載効率が低下している。		
その他			

3-4労力軽減が実現できる販売方法等の検討

項目	見直しの可能性	
直接取引の拡大及び	(例)・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 ・直接取引先とは商談を進めているところで、さらに〇t程度の拡大を行いたい。	
	(例)袋詰めは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケー ジセンターへの委託を検討。	

青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

1)	出荷関連作業の軽減に向けた行動内	容		
	◇あてはまる内容にチェックをつける	こと(複数回	答可)	
	出荷規格の統合・簡素化		簡素な出荷形態	態の契約取引の拡大
	作業のアウトソーシング		その他()

(例1)○年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在○ある出荷規格を△に統合する。 (例2)○年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。

(例3)○年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、調製、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。

(例4)出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。 (例5)出荷販売区分を○○区分→○○区分に集約する。

②目標に向けた具体的な行動方針

(例)

※出荷規格を簡素化する場合

等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。

来年度までに〇〇市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評価を確認し、3年後から本格的に運用する。

全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は口%程度(H〇実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合

契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。この実需者とは現在、Ot、出荷量全体のO%程度の契約量であるが、これを△t(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合

契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、○年度から収穫以降の作業を受託しているところ。

当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。 全体の〇%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷販売区分の集約の場合

現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を集約し、大口取引の拡大につなげる。 来年度までには〇〇市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。 2年後には、テスト販売を開始し、3年後本格的に運用する。

このことより、予約相対取引の割合を〇〇%向上させ、出荷コストも〇〇%削減する予定。

GAP理解度·実施内容確認書(農産物用)

事業実施主体名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡ−1の第2の1の(30)のア及びⅡ−2の第2の1の(22)のアに基づき、以下のとおり 国際水準GAPの取組を実施しましたので、報告します。

課題の理解	指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を 記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を 記載してください。
1. 食品安全の確何	保のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
•		•	
•			
2. 環境保全のため	カに必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	٦
•		•	
•		, <u> </u>	
3. 労働安全のため	めに必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	٦
•		•	
•		•	
4. 人権保護のため	かに必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
•		·	
•		•	
5. 農場経営管理(のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	_
•		•	
•		•	
_	_		

(注1)国際水準GAP指導者等からの指導や、国際水準GAPに関する研修等を受講した場合は、指導又は研修を受けたことがわかる書類を添付すること。

(注2)項目4は、従業員(アルバイト等期間雇用も含む)を雇用していない場合、「該当なし」と記入すること。

GAP理解度·実施内容確認書(畜産物用)

事業実施主体名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡ−1の第2の1の(30)のア及びⅡ−2の第2の1の(22)のアに基づき、以下のとおり 国際水準GAPの取組を実施しましたので、報告します。

課題の理解 指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
2. 家畜衛生のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
•		
3. 環境保全のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
-		
4. 労働安全のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
5. 人権保護のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
6. 農場経営管理のために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	
-		
7. アニマルウェルフェアのために必要だと考える取組(2つ以上)	取り組んだこと	

(注1)国際水準GAP指導者等からの指導や、国際水準GAPに関する研修等を受講した場合は、指導又は研修を受けたことがわかる書類を添付すること。 (注2)項目5は、従業員(アルバイト等期間雇用も含む)を雇用していない場合、「該当なし」と記入すること。